

平成27年第4回定例会

長野原町議会会議録

平成27年 12月4日 開会

平成27年 12月18日 閉会

長野原町議会

平成27年12月第4回長野原町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告	6
○陳情の付託	10
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○議案第7号～議案第11号の一括上程、説明	36
○散会について	38
○散会の宣告	38

第 2 号 (12月11日)

○議事日程	3 9
○本日の会議に付した事件	3 9
○出席議員	3 9
○欠席議員	3 9
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 9
○職務のため出席した者の職氏名	4 0
○議長挨拶	4 1
○開議の宣告	4 1
○議事日程の報告	4 1
○議案第 7 号の説明、質疑、討論、採決	4 1
○議案第 8 号～議案第 1 1 号の説明、質疑、討論、採決	5 5
○散会について	5 9
○散会の宣告	5 9

第 3 号 (1 2 月 1 8 日)

○議事日程	6 1
○本日の会議に付した事件	6 1
○出席議員	6 1
○欠席議員	6 1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6 1
○職務のため出席した者の職氏名	6 2
○議長挨拶	6 3
○町長挨拶	6 3
○開議の宣告	6 4
○議事日程の報告	6 4
○諸報告	6 5
○意見書案第 1 号の上程、説明、採決	6 7
○委員会の閉会中の継続審査、調査について	6 9
○一般質問	7 0
浅 沼 克 行 君	7 0

入澤信夫君	75
牧山明君	78
篠原茂君	82
黒岩巧君	85
○閉会の宣告	91
○署名議員	93

長野原町告示第211号

平成27年12月第4回長野原町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月19日

長野原町長 萩原 睦 男

- 1 招集期日 平成27年12月4日
- 2 招集場所 長野原町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	篠原	茂君	2番	富澤	重男君
3番	入澤	信夫君	4番	浅井	進君
5番	入澤	勝彦君	6番	黒岩	巧君
7番	浅沼	克行君	8番	牧山	明君
9番	大羽賀	進君	10番	豊田	銀五郎君

不応招議員（なし）

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成27年12月第4回長野原町議会定例会

議事日程(第1号)

平成27年12月4日(金曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 陳情の付託
- 第 5 議案第 1号 長野原町個人番号の利用に関する条例制定について
- 第 6 議案第 2号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 3号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 4号 財産の処分について(火山砂防指定地)
- 第 9 議案第 5号 土地賃貸借契約の変更に関する覚書について
- 第10 議案第 6号 工事委託契約の変更について(町道長野原向原線整備事業(その2))
- 第11 議案第 7号 平成27年度長野原町一般会計補正予算(第5号)について
- 第12 議案第 8号 平成27年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第13 議案第 9号 平成27年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第14 議案第10号 平成27年度長野原町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第15 議案第11号 平成27年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番 篠原 茂 君

2番 富澤 重男 君

3番 入澤信夫君

4番 浅井進君

5番 入澤勝彦君

6番 黒岩巧君

7番 浅沼克行君

8番 牧山明君

9番 大羽賀進君

10番 豊田銀五郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	市村敏君
ダム担当副町長	佐藤修二郎君	教育長	市村隆宏君
総務課長	唐沢健志君	町民生活課長	野口芳夫君
税務課長	嶋村明君	出納室長	松本こづ江君
建設課長	都丸斉君	ダム対策課長	篠原博信君
上下水道課長	大滝良之君	教育課長	矢野今朝治君
産業課長	黒岩亨君	企画政策課長	中村剛君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	土屋靖彦	書記	桐渕祐介
------	------	----	------

開会 午後 1時00分

◎開会の宣告

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成27年12月第4回長野原町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（大羽賀 進君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大羽賀 進君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大羽賀 進君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において2番、富澤重男君、3番、入澤信夫君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大羽賀 進君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。会期は、去る11月19日開催の議会運営委員会において協議の結果、2日目

を11日、3日目を18日に予定したところでございます。

会期は、本日から18日までの15日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思えます。

◎諸報告

○議長（大羽賀 進君） 日程第3、諸報告は議会運営委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、豊田銀五郎君。

〔議会運営委員長 豊田銀五郎君 登壇〕

○議会運営委員長（豊田銀五郎君） 議長の指名により、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、下記事項について協議したので報告します。

記

1. 委員会開催日 平成27年11月19日（木）午前10時より

2. 出席者 ごらんいただきたいと思えます。

3. 協議事項

（1）全員協議会について

次第書のとおり了承した。（開催日12月4日本会議前）

（2）12月議会定例会の日程について

12月4日（金）～18日（金）までの15日間とした。

{初日4日（金）・2日目11日（金）・最終日18日（金）}

（3）会期及び議事日程について

会期及び議事日程のとおり了承した。

（4）提出案件について

提案のとおり了承した。

（5）議会八ッ場ダム対策会議について

次第書のとおり了承した。（開催日12月11日本会議前）

(6) 議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(7) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

議長へ申し出ることとした。

(8) その他

1) 当面の行事予定について、予定表のとおり了承した。

2) 平成28年2月議会臨時会は下記のとおり開催予定とした。

・議会運営委員会 平成28年2月2日（火）午前10時開催とした。

・2月議会臨時会 平成28年2月17日（水）とした。

3) その他

・財政健全化判断比率等に関する勉強会及び新庁舎建設に伴う基本設計経過説明を議会最終日、議会終了後開催することとした。

・人事、工事請負契約等の議事案件の際に実施している投票の方法について、この定例会より議長席前に設置する投票箱に議員が直接投票することとした。

・議会最終日、議会終了後、議員・特別職・課長以上職員で懇親会を行うこととした。

4. 閉 会（午前11時45分）

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長（大羽賀 進君） 議会運営委員会の報告は終了いたしました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で議会運営委員会の報告を終結いたします。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、入澤勝彦君。

〔監査委員 入澤勝彦君 登壇〕

○監査委員（入澤勝彦君） 議長の指名によりまして、例月出納検査の報告を行います。

資料は9月分と10月分がお手元に行っていると思いますが、10月分を報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成27年10月分の例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査結果に関する報告を行います。

第1 検査の概要

1、検査の対象

平成27年10月分の一般会計、特別会計に係る現金、預金等の出納保管状況及び事業会計に係る現金、預金等の出納保管状況。

2、検査の実施日

平成27年11月30日

3、実施した検査の手続

検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預金及び借入金の高残証明書、関係諸帳簿等との照合その他、通常実施すべき検査手続を実施した。

2ページお願いします。

第2 一般会計、特別会計収支の状況

表については後ほどごらんいただきたいと思います。

平成27年10月末現在における現金、預金の金額及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係諸帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。一般会計、特別会計の収支の状況は、次のとおりであります。

(1) 一般会計

収入、町税1億274万1,616円から諸収入の2億9,703万2,917円まで、合計4億4,618万5,821円。支出、議会費268万1,602円から繰越明許費の2,066万1,535円まで、合計2億9,524万9,663円。

(2) 国民健康保険特別会計

収入、国民健康保険税1,882万1,649円から諸収入の69万4,519円まで、合計5,529万7,696円。支出、総務費66万2,333円から諸支出金の1万9,600円まで、合計7,639万4,330円。

(3) へき地診療所特別会計

収入、診療収入349万5,043円から諸収入の34万6,550円まで、合計1,635万5,633円。支出、総務費280万2,183円、医業費169万4,480円、合計449万6,663円。当月分の診療実績は、診療日数18日、延べ患者数496人（1日平均27.6人）、往診が6人で、請求点数は35万8,834点であります。

(4) 簡易水道事業特別会計

収入、使用料及び手数料356万7,150円、合計356万7,150円。支出、簡易水道費313万6,290円、合計313万6,290円。

(5) 農業集落排水事業特別会計

収入、分担金及び負担金10万円から諸収入の94万円まで、合計1,116万2,670円。支出、農林水産業費1,181万3,712円、合計1,181万3,712円。

(6) 公共下水道事業特別会計

収入、分担金及び負担金5万円、使用料及び手数料50万5,800円、合計55万5,800円。支出、土木費374万3,252円、合計374万3,252円です。

(7) 介護保険特別会計

収入、保険料71万200円から県支出金469万2,000円まで、合計2,195万533円。支出、総務費110万8,232円から地域支援事業の19万2,450円まで、合計3,722万1,299円。

(8) 生活再建支援事業特別会計

収入はございませんでした。支出で総務費で24万円、合計24万円です。

(9) 後期高齢者医療特別会計

収入、後期高齢者医療保険料が216万8,200円、諸収入が13万4,676円、合計230万2,876円。支出、総務費2,263円、保健事業費2万3,000円、合計2万5,263円です。

(10) 浄化槽整備事業特別会計

収入、使用料及び手数料1万790円、合計1万790円。支出、土木費が89万5,013円、合計89万5,013円です。

第3 事業会計収支の状況

表についてはごらんいただきたいと思います。

平成27年10月末日現在における各事業会計の現金、預金及び管理者等から提出された試算表、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係諸帳簿等の記載金額と

一致し、計数上の誤りはないものと認められた。

各会計別収支は、次のとおりであります。

(1) 浅間園事業会計

収入、営業収益300万4,930円、営業外収益10万8,741円、合計311万3,671円。

支出、営業費用460万8,235円、合計460万8,235円。

当月の入園者数は3,117人で、累計で2万7,376人である。

(2) 浅間上水道事業会計

収入、営業収益206万6,094円、営業外収益1万1,250円、合計207万7,344円。

支出、営業費用172万7,132円、合計172万7,132円。

(3) 北軽井沢簡易水道事業会計

収入、営業収益633万1,962円、合計633万1,962円。支出、営業費用294万8,762円、合計294万8,762円。

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（大羽賀 進君） 例月出納検査の報告は終了いたしました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

監査委員の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、監査委員の報告のとおり決しました。

以上で例月出納検査の報告を終結いたします。

次の議会活動報告、行事予定表については、配付のとおりご了承いただきたいと思います。

◎陳情の付託

○議長（大羽賀 進君） 日程第4、陳情の付託であります。

陳情の付託は、11月30日までに受け付けされた3件であります。配付文書表のとおり、所管の委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第5、議案第1号 長野原町個人番号の利用に関する条例制定についてを議題とします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第1号 長野原町個人番号の利用に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、マイナンバー制導入に伴い、本町で利用する個人番号の適正な取り扱いを確保するため必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第1号 長野原町個人番号の利用に関する条例につきましてご説明させていただきます。

今回の条例制定につきましては、平成28年1月1日から個人番号の利用が開始され役場内部での情報連携が動き出し、さらに平成29年7月には個人番号により国や地方公共団体等での情報連携が可能になることから、本町においても、各種申請時の添付書類の省略といった町民の利便性や事務効率の向上を図るため、本条例において個人番号の適正な取り扱いを定めるものでございます。

1枚返していただきまして、条例をごらんください。

第1条の趣旨では番号法に基づく必要事項を定めるものとしており、法第9条2項では、地方公共団体が地域の実情を踏まえ、個人番号を利用できる事務の範囲について条例で明確に定めるものとされております。

第2条では用語の定義を定め、第3条では個人番号を利用するに当たっての町の責務を定めております。

第4条では個人番号に関する事務の利用範囲を定めており、法別表第2には、他の機関へ

の特定個人情報を提供できるものとして年金、医療介護、福祉、労働分野などの120項目が定められております。

第5条では規則への委任を定め、最後に附則として、平成28年1月1日からの施行としてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了いたしましたので、質疑を行います。

8番。

○8番（牧山 明君） マイナンバー制度、この個人番号の配達がされてきて、まだ何も見てみたりしても何もしていないわけなんですけれども、もともになるこの個人番号法のそのものというのはどんなものなのか、これは5条しかないけれども、これを読んでいくと、例えば法第9条の2項云々とかという断りもしてあるんで、そのもともになる法はどういうものなのかをちょっと説明してください。

もし量が少ないものであれば、参考資料として配付していただければと思います。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） そうすれば、個人番号法についてでございますけれども、現在手持ちの資料がございませんので、これからコピーをして早急に届けさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（大羽賀 進君） では、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時32分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

総務課長、お願いします。

○総務課長（唐沢健志君） ただいまお配りさせていただきましたものが、社会保障・税番号制度の概要ということでございます。

基本理念のほうで、個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障、税、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとと

もに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行うということになってございます。

1枚はぐっていただきまして、2ページ目、3ページ目ですが、こちらのほうに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案の概要というものが載っています。この中の赤字の中を朗読させていただきますが、行政事務を処理するものが個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能により異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認するための情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これにより、国民が手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得ようとするために必要な事項を定めるほか、特定個人情報の取り扱いが安全かつ適正に行われるよう、行政機関個人情報保護法等の特例を定めるものというところでございます。

法の内容についてはこれが概要でございまして、全体につきましては現在コピー中でございますので、できた段階で皆様にお配りさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） いろいろ書いてあるんですけども、どうもイメージとして、これで住民が劇的に便利になるかということどうもそんな気もしないんですけども、例えば役場にとって、これを導入したら行政経費が減るのかどうか。職員が減らせるとか何か劇的な変化があるのかどうか。

それから、年金の問題等で情報漏えいがあったということがついこの間の話です。一体その辺の情報の保護がどこまでできるのかということもわかっていない状況で、なぜ強硬にやるのかということについて、説明をお願いします。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 現在、この個人番号を利用するかどうかということでございますけれども、こちらにつきましては長野原町単体で行うという番号制度導入ではございませんで、国のほうからの指導に基づき各県、各市町村が行う個人番号制度でございまして、こちらにつきましては、長野原町でやらない、やるというようなことは言えないような状況ではないかと思われますので、こちらにつきましてはぜひ、導入していくようなことで考えていき

たいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） そこが私たちにすれば理解ができないところで、恐らくどこの議会でも問題に思っているところではないかというふうに思います。

本来地方自治というのは、地方がぐあいが悪いことは、これはぐあいが悪いよともっと言っていかなくちやしようがないんだと思うんです。これをやって、具体的に大したメリットもないのになぜ今、急にそれを推し進めようとするのか。どう考えたってこれは、国にとっては便利かもしれないけれども、長野原町とか我々の町民とか議会のレベルでこれが便利だというふうにはとても思えないんですけれども、むしろ情報漏えいの機会がふえて、さっきもあった百二十何カ所とかに提供できるとかということになっていけば、かなり厳しいんじゃないですか。この点はどうなんでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 確かに情報漏えい、この間も大きな情報漏えいがあったところでございますが、国のほうではこちらについてもしっかりと対処していくということをおっしゃっておりまして、町のほうでもそちらにつきましては各職員に厳しく、責務をもって行ってきたいと考えてはおります。

よろしくお願いします。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） これは、もう少し時間をかけて中身をよく確認して、説明をし、理解した上で進めるべきだと私は思うので、きちんとした採決をとって、できればもうちょっと情報がそろって動向が見えてからでも遅くはないのではないかというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（大羽賀 進君） 今、牧山議員から申し出がありました。もう少し時間をとって理解をした上で採決したほうがよろしいのではないかという意見がございましたけれども、ほかの議員の皆様方、ご意見お伺いいたします。

10番。

○10番（豊田銀五郎君） 牧山議員さんが言われることはごもっともだと思うんですが、事務上の問題とかの関係で時間をかけても、総務課長、差し支えないんですか。その辺どうですか。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） こちらの法につきましては、国会のほうで全て通っておりまして、28年1月1日からは運用開始ということでございます。こちらにつきましてある程度条例が整備されていなければ、町のほうは情報の連携等も図れないということで、番号法につきましては情報連携を図れないというようなことで、推移するような形になります。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） 今、総務課長から説明がございました。来年の1月から運用ということで、細かい説明がありましたけれども。

7番、どうぞ。

○7番（浅沼克行君） 牧山議員が言うことは確かにもっともなことだと私も思っています。

しかしながら、これは地方一議会がこのことに対して賛成だ反対だと言えるような状況じゃないと思いますし、この問題を提議するんでしたら、この今の事態じゃなくて、もっと以前の段階でこの問題が上がって、地方議会でこういったことに対して賛否を問うといったことが必要ではなかったかなという、私はそんな気がしています。ですから、今の状況ではやはりこれは採択をしていくしかないなというふうに思っていますが。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） ほかにご意見ございますか。

1番。

○1番（篠原 茂君） ちょっと私もこれよくわからないんですけども、企業では取扱規定ですとか誰が取り扱うんですとか、そういったどこへしまうんだとか、そういう非常に細かいものを企業は求められているんですよ。そこへ来て、役場さんですとか行政関係はそういった規定というのは作成なさるのでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 現在、規定等は定められておりません。ただ、今後運用するに当たって、こちらのほうの規定につきましては定めていかなければならないとは考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 1 番、いいですか。

ほかにございますか。

8 番。

○8 番（牧山 明君） 1 月 1 日から実施するとはいえ、年金等でも言われているとおりまだ届いていない人もいます。実際にそんなことはできないんだと私は思うんですが、どうなんでしょう。

そういうこともある以上、あんなに慌てることはないと思うんで、ぜひ考えてみてください。

○議長（大羽賀 進君） 答弁ですか。

○8 番（牧山 明君） いや、いいですよ。

○議長（大羽賀 進君） ここで、意見が分かれておりますので、採決をとりたいと思います。

この議案に賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（大羽賀 進君） はい、起立多数で決定いたしました。ご了承いただきたいと思えます。

◎議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） それでは、日程第 6、議案第 2 号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第 2 号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、鹿島軽井沢リゾート株式会社に貸し付けている、鼻曲町有地に係る土地賃貸料の積み立て及び前納金の返済について、終期を延長するための改正でございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第2号 長野原町基本財産運用基金条例の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、町長説明のとおり、鹿島軽井沢リゾートに貸し付ける土地賃貸料の積み立て及び鹿島軽井沢リゾートへの前納金の返済について終期を延長するためのものでございます。

1枚返していただきますと改正条例がありますが、裏面の新旧対照表をごらんください。

第3条の土地賃貸料の積み立てについて、第1項第2号に定める期間の終期を平成27年度から平成31年度に改めるものでございます。

また、第7条の処分について、前納金を返済する期間の終期を平成28年度から平成32年度に改めるものでございます。

最後に、表面に戻っていただき、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので質疑を行います。

10番。

○10番（豊田銀五郎君） 基本的には私は賛成で異議ないんですが、きょう、富澤さんですか、終了後にどうなるか、その辺は非常に難しいところで、例えば1年前までは長くやれるとやったんだけど状況が変わって変わるということもありますし、非常に難しいところなんです。できれば、少なくともおつき合いしている間は町長、議長ぐらいは相手方と親密な意見交換ができるような、おつき合いができるようなふうに努力する必要があるんじゃないかなと思うんですが。

先ほど、さらに4年たって、あの場合は30年ごろとかやりましたけれども、これは町民からもそういう心配は多分出ると思うんですけども、その辺について現在の見解でいいですけども、どんなふうに考えているか、町長のお考えを聞きたいと思います。5年後。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 豊田議員の質問にお答えさせていただきます。

この条例改正にはちょっと関係はないと思うんですが、先ほど副町長が申しあげましたように、今まさにこの4年間の契約を結ぼうとしているところでございますので、余りなことを言うことはできませんけれども、一番いいのは今までどおり鹿島軽井沢、黒字を出すことができ、うまくいくことが我々の一番の希望だと思うんですけれども、鹿島建設の執行部とは今、簡単に会って話ができる状態にはしておりますし、今後も努力をしていく予定でございます。また、あらゆる方法、具体的には今、言えませんけれども、探っていく必要もあろうかとは思っております。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） 10番。

○10番（豊田銀五郎君） できれば、私は個人的には、この5年後も引き続きおつき合いできるような形になるよう努力をしていきたいと、私とすればそういう考え方で進めることがいいんじゃないかなというふうに思います。

そんなことで、これからはそれと同時に町と会社との信頼関係のもとにおつき合いをできるような努力をしていただいたほうがいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

答弁は結構です。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第2号 長野原町基本財産運用基金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第7、議案第3号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第3号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法の一部改正及びマイナンバー制度の導入に伴い、条例を改正するものでございます。

主な改正点は、地方税における猶予制度の見直し、旧3級品の製造たばこに係る地方のたばこ税の税率の見直し、番号制度導入に伴う規定の整備等でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（嶋村 明君） それでは、議案第3号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

今回の条例改正は地方税法の改正等に伴うもので、本町独自に行うものではなく、他の市町村も同様な改正が行われるものでございます。

主な改正内容でございますが、先ほど町長が申されたとおり3つございまして、1つは税の猶予制度の見直しでございます。2つ目は番号制度の開始に伴う申請様式等の改正、3つ目は旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率の廃止に伴う改正。以上の3点でございます。

それでは、資料に基づきましてご説明申し上げます。

はぐっていただくと、最初に改め文があるんですけども、その後ろのほうに新旧対照表というものがございます。その新旧対照表のほうでご説明申し上げますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

新旧対照表が横で1ページからあるところがあるでしょうか。その新旧対照表の1ページから入っていきたく思います。できるだけ簡潔に説明させていただきたいと思っております。

まず、第1ページの第8条から7ページの第13条までは地方税の猶予制度の見直しに係る

改正でございます。

猶予制度につきましては、これまでも地方税法に規定されておりました。しかし、このたびの地方税法の改正により、一定の事項については各地域の実情に応じて条例で定める仕組みとするようになった中での、今回の改正でございます。

猶予制度でございますが、猶予には2つありまして、徴収の猶予というものと換価の猶予というものがございます。それぞれについて新しく規定されております。

徴収の猶予とは、災害や病気、事業の廃業などにより、一時に納付することができないと認められる場合に納税が猶予されるという制度でございます。また換価の猶予とは、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある場合に、差し押さえ財産の換価、差し押さえ財産の売却でございますが、換価が猶予されるという制度でございます。

まず第8条でございますが、ここの規定は徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付または分割納入の方法についての規定でございます。

第1項では、各月に分割して納付し、または納入させることとするもので、町長が認めるときは、その期間内の町長が指定する月に納付させることが規定されております。

また、第2項でございますが、ここには納付期間と納付金額を定めることが規定されております。

第3項では、理由があるときは、納付期間と納付金額を変更することができるということが規定されております。

第4項では、納付期限と納付金額を通知しなければならないことが規定されております。

第5項では、納付期間と納付金額を変更したときは、通知しなければならないことが規定されております。

2ページでございますが、第9条でございます。

第9条では、徴収猶予をするときの申請の申請の内容等についてが規定されております。

4ページの第10条でございますが、第10条では、徴収猶予の取り消しについてのことが規定されております。

以上までが徴収の猶予についての規定でございますが、第11条と第12条については、今度は換価の猶予についての規定がされております。

第11条でございますが、第11条は、職権による換価の猶予の手続についての規定がされております。

5ページの第12条でございますが、これは申請による換価の猶予の申請手続等についての

規定でございます。

また、7ページでございますが、第13条。第13条は、猶予に当たり担保を徴する必要がない場合についての規定がされております。

以上が徴収の猶予関係の改正についての条文でございます。

続きまして7ページ、第18条でございますが、これは地方税法の定義づけがほかでされたことによる改正でございます。

続きまして第23条でございますが、地方税法に町民税における恒久的施設の定義規定が設けられたことによる改正でございます。

その次のページの第3項でございますが、地方税法施行令の定義づけがほかでされたことによる改正でございます。

8ページの真ん中あたり、第33条でございますが、所得税の課税標準について、国外転出時の譲渡所得課税の特例が創設されたことに伴う所要の改正でございます。

次に9ページ、36条の3の3でございますが、これは項ずれに伴う所要の改正でございます。

続きまして第51条でございますが……。

36条の2を飛ばしてしまいました。8ページの36条の2でございますが、これは番号制度開始に伴う改正で、法人設立等届け出書の様式に新たに法人番号の記載を加えることの改正でございます。

9ページが一番下の51条でございますが、先ほどの36条の2の改正もそうでしたけれども、ここから幾つかは皆、番号制度の開始に伴う改正で、いずれも各種申請書等の様式に個人番号または法人番号の記載を加えることというような改正が行われるわけでございます。

まず51条は、町民税の減免申請書の様式に新たに個人番号または法人番号の記載を加えることの改正でございます。

10ページ、63条の2でございますが、これも区分所有家屋に係る補正の方法の申し出書というのがあるんですけども、その申し出書の様式に新たに個人番号または法人番号の記載を加えることの改正でございます。

63条の3では、区分所有家屋の敷地に係る案分の申し出書という申し出書の様式に新たに個人番号または法人番号の記載を加えることという改正でございます。

12ページ、第71条でございますが、これは固定資産税の減免申請書の様式に新たに個人番号または法人番号の記載を加えることの改正でございます。

続きまして第74条では、住宅用地の申告書の様式に、やはり個人番号、法人番号の記載を加える改正。

13ページの74条の2では、被災住宅用地の申告書という様式に新たに個人番号また法人番号の記載を加えることの改正。

89条では、軽自動車税の減免申請書の様式に新たに個人番号、法人番号の記載を加えることの改正。

14ページ、90条でございますが、身体障害者等に対する軽自動車税の減免申請書の様式に、やはり個人番号、法人番号の記載を加えることの改正。

第139条の3では、特別土地保有税の減免申請書の様式に、やはり個人番号、法人番号の記載を加えることの改正でございます。

続きまして16ページ、第149条でございますが、入湯税の経営申告書の様式に新たに個人番号または法人番号の記載を加えることの改正と。

以上が番号法の改正に伴う各種申請書様式に個人番号、法人番号の記載を加えるというような改正でございます。

次に、16ページでございますが、附則の第4条でございます。これは、納期限の延長に係る延滞金の特例に関する規定の整備でございます。

17ページ、10条の2でございますが、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める場合の改正でございます。これは通称「わがまち特例」と言われるものの改正でございまして、地方税法の改正により、新たに4つの施設が特例の対象になったことに伴う改正でございます。

続きまして18ページ、第10条の3でございますが、第1項から21ページの第9項まで、いずれもやはり番号制度の開始に伴う改正で、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用に係る申告書という申告書の様式に、新たに個人番号または法人番号の記載を加えるということの改正でございます。

21ページでございます。

16条の2でございますが、旧3級品の製造たばこに係る特例税率の段階的廃止に伴う規定の削除でございます。

22ページ、第22条でございますが、これも番号制度開始に伴う改正でございまして、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告書の様式に、新たに個人番号または法人番号の記載を加えるということの改正でございます。

以上が、新旧対照表による説明でございます。

次に、附則の説明を申し上げます。

附則につきましては改め表のほうへ戻っていただきまして、改め文のほうの8ページをごらんいただきたいと思っております。

改め文のほうの8ページをごらんください。その中段に附則というものがございます。

まず、附則の第1条でございますが、これは施行期日でございます、そこにあるように、この条例は平成28年1月1日から施行をします。ただし、第8条ほか幾つかの規定は、平成28年4月1日から施行することが規定されております。

また、第2条でございますが、第2条は徴収猶予に関する経過措置が規定されております。

9ページの第3条については、町民税に関する経過措置でございます。

第4条は固定資産税に関する経過措置、10ページの第5条につきましては、軽自動車税についての経過措置、第6条については町たばこ税に関する経過措置。

ずっといきまして、今度は第17ページでございますが、第7条は特別土地保有税に関する経過措置、第8条が入湯税に関する経過措置がそれぞれ規定されております。

特に、10ページの第6条、町たばこ税の経過措置でございますが、今回の地方税法の改正で、旧3級品の製造たばこに係る地方のたばこ税の特例税率が平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で引き上げられ、一般のたばこと同じ税率になるという改正に伴う経過措置が、ここに長々と記載されているわけでございます。

第3級品の製造たばこは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄でございますが、これについては現在1,000本当たり2,495円という特例税率が使われております。それを、平成28年度から31年度までの4段階に分け、一般のたばこの税率と同じ1,000本当たり5,262円にするというものでございます。

以上でご説明は終わりますが、地方税法の改正は大変内容が細かく、うまく説明することができず、ご理解しづかったことと思っておりますが、冒頭で申し上げたとおり、今回の改正の主な内容は、税の猶予制度の見直し、2つ目が番号制度の開始に伴う申請様式等の改正、3つ目が旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率の廃止に伴う改正でございます。

ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので質疑を行います。

8番。

○8番（牧山 明君） 1点確認をしておきたいんですが、個人番号制度導入についての改正の中に、括弧して、個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所並び氏名または

名称ということが断り書きしてあるということは、個人番号を使わなくても書類は完結できるというふうに解釈していいのでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 税務課長。

○税務課長（嶋村 明君） 有しない者についてはということで、有する者については原則として個人番号、法人番号を記載していただくという趣旨でございます。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） そうしますと、かなり強硬的な改正だというふうに言わざるを得ません。ちょっと今までにない強硬さじゃないですか、これは。それを書かなければ書類ができないということになります。

実際に、例えばこれを4月1日とか1月1日とかということで始めたとしても、現実にまだ届いていない、受け取っていない人はいるわけで、そのようなことが実際に間に合うのかどうか極めて疑問に思います。

○議長（大羽賀 進君） 答弁ですか。

○8番（牧山 明君） はい。

○議長（大羽賀 進君） うちの町で間に合うかどうかということ。

うちの町はもうだいたい届いて……

[発言する者あり]

○議長（大羽賀 進君） 通知の現状。

町民生活課長。

○町民生活課長（野口芳夫君） 当町の現状を報告させていただきます。

配達は全て終了しております。ただし、転送不要という形で、不在の世帯には届いておりません。その部分に関しましては、町民生活課の住民係のほうへ戻ってきております。来週から、その戻ってきた方々に通知を申し上げて、役場の窓口へ出向いていただくような形を考えてございます。

ただ、役場で預かれる期間が3カ月という形になっております。3カ月を経過しますと廃棄という処分をしなければなりません。その場合には、届いていない方に関しましては番号通知カードの再発行という形になりまして、その場合に関しましては、前回の議会でご議決いただいた手数料がかかるという形になります。

よろしく願いいたします。

[発言する者あり]

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口芳夫君） ちなみに現状、全世帯数の約5%、200通ぐらいこちらへ戻ってきている現状でございます。

○議長（大羽賀 進君） よろしいですか、8番。

8番。

○8番（牧山 明君） 施行が1月1日とそれから4月1日とかということになっているんですけども、いろんな理由で間に合わないということは起き得ると思うんですが、やはりそうしたときに、この書類がそろわないというようなことが起きた場合の対処というのはどういうふうに考えているんでしょうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（大羽賀 進君） 税務課長。

○税務課長（嶋村 明君） 先ほどの各種申請書につきましては、冒頭の番号法のほうの施行となるので、1月1日から施行されるということで、1月1日以降の各種申請書の様式につきましては、ただいま申し上げたような各種申請書に個人番号あるいは法人番号を記載して申請書を出していただくと、原則として出していただくような流れになろうかと思えます。

ですから、これは全国一斉にそのような流れがあるわけですし、基本的にはそういうものに基づいて手続、申請の対処をしていくということになろうかと思えますので、よろしくお願いたします。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） そういうことは理解するんですけども、万が一、例えば番号カードを紛失したりとか、あるいはどこかしまい忘れて、番号を覚えていないとかということはあるわけ、そうしたときに役場の窓口では一切申請ができないのかどうか、そういうことなんです。

○議長（大羽賀 進君） 税務課長。

○税務課長（嶋村 明君） 当然そういう個々の理由については、その個々の理由に基づきまして適正な対応になろうと思えますので、一律に機械的にしないように努力したいと思えます。

よろしくお願いたします。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） そうすると、仮に紛失したりしても、その番号を確かめるすべが役場の中であるということになりますか。そうでないと極めて不便だと思うんです。万が一紛失

しちゃったときに、再発行してそれが出てくるまでの間何もできないということになれば、前よりも不便になっちゃうじゃないですか。

○議長（大羽賀 進君） 税務課長。

○税務課長（嶋村 明君） この番号制度につきましては、その番号が本当にその人の番号であるのかどうか、もう一つはその人間が本当にその番号をもらった人間であるのかどうか。それを1つは本人確認というんですけれども、もう一つは番号確認というんですけれども、この番号法の開設に当たりましては、その辺が、間違えると大変なことになりますので、その本人の番号なのか、また来た人が本人なのか、そういうことについては極めて厳密に確かめて進めるようなことにするようという状況になっております。

ですから本当に、基本的には番号を持って、そういう前提でそういう制度が成り立っておりますので、番号を忘れてしまった場合は、先ほど言ったみたいに、そのケースによって機械的に処理はしないようにいろいろ配慮しますが、基本的にはそういう前提で書類を進めなければならないということをご理解していただきたいと思います。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） とにかくこの内容というのは、やってみないとどういう障害が起きてくるかというのはわからないんだと思うんですが、いろいろとどうも問題がありそうな気がします。

いずれにしても、町民が、あるいは行政にとっても不便にならないような運用をやっていたら、それができなければ何のための番号か。国が管理するための番号なら、それは何なんですかという話なんですよ。

○議長（大羽賀 進君） 副町長、お願いします。

○副町長（市村 敏君） 今回の条例改正につきましては、地方税法の一部改正に伴う条例の改正でございますので、ぜひともご理解をお願いしたいと思います。

○議長（大羽賀 進君） いいですか。

ほかに。

8番。

○8番（牧山 明君） 答えにはなっていないですよ。だからそういう場合にも柔軟に対応してくれるのかどうか聞いているのに、それについてきちっと。税務課長はそれらしきことは言ってくれているんですけれども、そのとおりに、何か不測の事態が起きた場合には何とか対処して、遅滞なく進められるように努力してくれるのかどうかを聞いているんですよ。

○議長（大羽賀 進君） 副町長。

○副町長（市村 敏君） それでは、牧山議員のご質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、地方税法の改正に伴う条例の改正でございます。大前提としては法律と条例に基づいて、町の事務については執行するというのは大前提でございます。

ただ、導入当初については、それは先ほど税務課長がお答えしたとおり、さまざまなトラブルがあるかと思っておりますので、それにつきましては、窓口で問題ないように極力対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大羽賀 進君） よろしいですか。

2番。

○2番（富澤重男君） 先ほど、牧山議員から何度か質問が出ていますけれども、国で定める税金の徴収法で、あらかじめガイドラインができているんだと思うんですけれども、今、番号がわからなければ受け付けもできないというような話なんですけれども、でしたらなぜ、こういうところに、番号と名前が有しないものについては名前と住所に書きかえてくれと、改めるということが各条項にいっぱい書いてありますね。こんなことをわざわざ書く必要ないと思うんです。だから番号がわからなくても、窓口で切符を持って行ったら受け付けてもらえるというのは大前提の中にあるからこういうことが、文言が一々書いてあるんじゃないですか。その点いかがでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 税務課長。

○税務課長（嶋村 明君） 基本的には、番号は法人及び個人には全て振られることとなりますので、基本的に番号を書いていただくというのが大原則ということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大羽賀 進君） 4番。

○4番（浅井 進君） ですから、今も私も聞いていてあれなんですけれども、日本国民は全員が番号はついているということですよ。そういうことでよろしいわけですね。受け取り拒否とか何かといっても全員がつけられているから、番号は日本国民全員、今、生まれている方は全員がつくということで間違いはないということですよ。

○議長（大羽賀 進君） 税務課長。

○税務課長（嶋村 明君） そのとおりだと思います。

○議長（大羽賀 進君） 2番。

○2番（富澤重男君） そうしますと、いろいろ納付書が、町税関係だとか県税もありますけ

れども、多分番号を書く欄があるんだと思うんですけれども、そこに記入されていないものについては、納めようとする意思があっても納められないと。その場合は日にちが、期限が切っちゃえば今度は延滞金だとかそういう問題が出てくる。だけど納付者は納めたい。その場合はどうしたらいいんでしょうか、供託するんでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 税務課長。

○税務課長（嶋村 明君） 今、納付書の話が出ましたけれども、納付書には番号法は振られておりませんし、ここには本当に極めて限られた書類でありまして、そのほかの申請書だとかいろいろあるんですけれども、全てが必ず番号を入れるかどうかということにはなっておりませんし、ここに今回挙げられたような申請書については条例でうたわれておりますので必要だということで、今の納付書等には振られてはおりませんので。

○議長（大羽賀 進君） 2番いいですか。

8番。

○8番（牧山 明君） 個人番号法の中身自体の説明が、住民、国民に対して十分されていない中です。我々ですらその条文をまだ持っていないんですから。そういう中で行政が先行して条例改正をどんどんやって、やり方を今、変えていっているわけです。そういう中で、当然なことながら個人番号に賛成していない人もたくさんいるわけで、それを持たないと言っている人も中にはいるんです。それは配られても使わないと言っている人もいます。だけどそういう人が著しく不利益なような仕組みというのもまたおかしな話でして、特に紛失したりとか、何かの事故で申請ができないということは絶対にあってはならないと思います。

先ほどの副町長の説明では、そういうことにも柔軟に対応してくれるということ、私は確認したと思っているんで、その辺のところの、やはり周知徹底もあわせて取り組んでもらいたいと思います。

○議長（大羽賀 進君） 副町長。

○副町長（市村 敏君） それでは、牧山議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーを拒否したとか、それから紛失したとかという、いろんなケースが考えられると思うんですけれども、先ほど私が申しましたのは、制度が始まって、来年の1月1日から施行されるわけですが、または4月1日からのものもありますが、手続が始まるその時点では混乱も予想されるという意味で柔軟な対応を考えるということでございまして、そもそもマイナンバーを持たない方も含めて柔軟に対応するという意味で申し上げたのではありません。あくまで、今回の条例の改正は地方税法の一部改正に伴う条例の改正でござ

いますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

3番。

○3番（入澤信夫君） もし、これ番号が配付されて、紛失等をした場合は役場で再発行の手続できるんですよね。それで、すぐ、どのくらい、1週間か2週間ぐらいで自分の番号がまたもらえるというふうになるのかな。その辺を。

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口芳夫君） ただいまのご質問の件でございますが、再発行という手続、ちょっと期間ははっきりわからないんですけども、手数料がかかってしまうと。当然、役場の窓口で申請いただくという形になります。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございませんか。

10番。

○10番（豊田銀五郎君） これは、この条例に、マイナンバーについては国会でも相当議論して、ですけども私たちは、今の話を聞いてわかるように、何か不測の事態が起きたときどうなんだということに対して、自分がわからない。少なくとも町議会議員でありながら、この間議会で説明があったんじゃないかと、そんなことも知らないのかと言われるようなことだと困ると思うんです。

と同時に、基本的には私は、金を払おうとするけれども、マイナンバーが、善意の、払おうとする人にもマイナンバーが今、わからないためにお金が払えないというようなことに対しては、当然私は、常識で判断して、お金が払えるようにするというのは当然だと思うんです。ただ、明らかに、故意に、なくしていないのになくしているというようなことを言った場合は別ですけども、明らかに何か、紛失、やむを得ない事態でわからない、紛失したというときは、きちっと誠意ある、やっぱり役場、町の担当の対応は当然だと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口芳夫君） ただいまのご質問の件でございますが、まずお手元に届いたのは通知カードでございます。その後、1月以降今度は番号カードという形になるわけですけども、通知カードを紛失した場合には、再発行かまたは交付申請をしていただいといる形になるかと思えます。個人番号カードの紛失の場合には、番号カードのコールセンターまで連絡するという形になってございます。

そういう中で、窓口に見えていただいた町民の方に対しましては、親切丁寧に対応させていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） なければ、いろいろ難しいことで大変だけれども、質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第3号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第8、議案第4号 財産の処分について（火山砂防指定地）を議題といたします。

初めに、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第4号 火山砂防指定地に係る財産の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

国土交通省が施工する浅間山直轄火山砂防事業については、9月議会全員協議会にて報告したとおり、噴火被害の軽減を図るため、町道浅間線沿いの町有地内に濁沢砂防堰堤1基の建設が計画され、来年度より本体工事に着手することから、別紙のとおり、火山砂防指定地内の町有地を売り払うものであります。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、担当課長より内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、議案第4号 財産の処分についてご説明いたします。

今回の処分につきましては、町長説明のとおり、国土交通省が施工する浅間山直轄火山砂防事業の砂防堰堤用地として、町有地3筆の一部を売り渡すものでございます。

1枚返していただき、資料1をごらんいただきたいと思います。

平成27年11月4日付で、利根川水系砂防事務所長より土地等の売買に関する契約協議がございました。

事業名は濁沢砂防堰堤群、土地等の所在は、嬭恋村大字鎌原字モロシコ1053-2596ほか2筆の、現況地目山林、面積は合計で13万7,517.06平米でございます。

資料2の損失補償協議書をごらんいただきたいと思います。

土地の価格は3筆で5,775万7,164円、立木保証金は一式で360万9,828円、合計で6,136万6,992円が契約額でございます。

資料3は位置図を添付してございまして、資料4の事業用地平面図をごらんいただきたいと思います。

赤で囲われた砂防指定地のうち、水色で囲われた町有地3筆の一部を売り渡すものでございます。

なお、地番については中ほどの黄色で塗られたものでございまして、面積につきましては、こちらのほうで10万4,678.32平米ということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第4号 財産の処分について（火山砂防指定地）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第9、議案第5号 土地賃貸借契約の変更に関する覚書についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第5号 土地賃貸借契約の変更に関する覚書について、提案理由のご説明を申し上げます。

鹿島軽井沢リゾート株式会社との覚書につきましては、先ほどの全員協議会にてお示しし、ご理解いただきましたとおり、年間賃貸料の値下げと4年の期間延長が主な変更点でございます。年内には締結したいと考えております。

つきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しました。質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第5号 土地賃貸借契約の変更に関する覚書については、原案のとおり

り可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

2時45分から再開いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時45分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第10、議案第6号 工事委託契約の変更について（町道長野原向原線整備事業（その2））を議題といたします。

それでは、町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第6号 町道長野原向原線整備事業（その2）の工事委託契約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

町道長野原向原線整備事業（その2）は、群馬県に委託し工事を進めております。事業費が確定したことから497万8,800円減額し、3億8,459万5,200円に変更契約を締結するものでございます。

契約の目的は、町道長野原向原線整備事業（その2）、契約の相手方は群馬県知事大澤正明でございます。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び長野原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでござ

います。

ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

7番。

○7番（浅沼克行君） この減額理由の細かいこと、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（大羽賀 進君） 建設課長。

○建設課長（都丸 斉君） 橋脚の工事でございますが、もうすぐ橋脚部分が竣工いたします。

竣工いたしますときには事業費をもう一回精査しまして、当初の契約額と比べるものでございます。全員協議会におきましても、工材の数量の減少とか崩落防水モルタル吹きつけのり面の変更がございましたが、ほかにもろもろの仮設の鉄板の数量とか、そんなようなもろもろのものが少しずつ減少したと聞いております。

よろしく申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第6号 工事委託契約の変更について（町道長野原向原線整備事業（その2））は、無記名投票により採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、浅沼克行君、8番、牧山明君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大羽賀 進君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大羽賀 進君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番から順次前に出て投票をお願いいたします。

1番、よろしくをお願いいたします。

順次に2番の方もよろしくお願ひします。

〔投票〕

○議長（大羽賀 進君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。

7番、浅沼克行君及び8番、牧山明君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大羽賀 進君） 投票の結果を報告します。

投票総数 9票

有効投票数 9票

無効投票数 0票

有効投票数のうち

賛成 9票

反対 0票

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第6号 工事委託契約の変更について（町道長野原向原線整備事業（その2））は、原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第7号～議案第11号の一括上程、説明

○議長（大羽賀 進君） 日程第11、議案第7号から日程第15、議案第11号までを一括議題といたします。

本案は平成27年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算であります。

本日のところは議案の提案説明にとどめ、議案の調査に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、平成27年度一般会計並びに特別会計の補正予算について、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 議案第7号 平成27年度長野原町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,042万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,202万円とするものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、総務費で1億663万3,000円の追加、民生費で1,454万7,000円の追加、衛生費で57万円の追加、農林水産業費で3,689万2,000円の減額、商工費で158万円の減額、土木費で1,532万1,000円の追加、教育費で2,182万6,000円の追加でございます。

これに対する歳入でございますが、国庫支出金で479万8,000円の追加、県支出金で89万6,000円の減額、財産収入で6,147万1,000円の追加、寄附金で1,600万円の追加、繰入金で4,995万2,000円の追加、繰越金で1,419万1,000円の追加、諸収入で3,635万2,000円の減額、町債で1,126万1,000円の追加でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第8号 平成27年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ59万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,311万5,000円とするものでございます。

内容といたしましては、人件費関係及び需用費の追加に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

続いて、議案第9号 平成27年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ74万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,819万3,000円とするものでございます。

内容といたしましては、人件費関係の追加に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第10号 平成27年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、地域支援事業費の追加補正を行うものでございまして、歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,056万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、議案第11号 平成27年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、保健基盤安定負担金等の追加に伴う広域連合への納付金の追加補正を行うものでございまして、歳入歳出それぞれ116万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,091万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 提案説明が終了いたしました。

担当課長の内容説明並びに質疑については次回といたします。

◎散会について

○議長（大羽賀 進君） お諮りします。本日はこれにて散会とし、次回は11日でございます。
5日から10日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎散会の宣告

○議長（大羽賀 進君） 以上で散会といたします。
ご協力ありがとうございました。

散会 午後 3時00分

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成27年12月第4回長野原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年12月11日(金曜日)午後1時開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 第 1 議案第 7号 平成27年度長野原町一般会計補正予算(第5号)について
- 第 2 議案第 8号 平成27年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第 3 議案第 9号 平成27年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第 4 議案第10号 平成27年度長野原町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 第 5 議案第11号 平成27年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	篠原 茂 君	2番	富澤 重男 君
3番	入澤 信夫 君	4番	浅井 進 君
5番	入澤 勝彦 君	6番	黒岩 巧 君
7番	浅沼 克行 君	8番	牧山 明 君
9番	大羽賀 進 君	10番	豊田 銀五郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 萩原 睦男 君 副町長 市村 敏 君

ダム担当 副町長	佐藤修二郎君	教育長	市村隆宏君
総務課長	唐沢健志君	町民生活課長	野口芳夫君
税務課長	嶋村明君	出納室長	松本こづ江君
建設課長	都丸斉君	ダム対策課長	篠原博信君
上下水道課長	大滝良之君	教育課長	矢野今朝治君
産業課長	黒岩亨君	企画政策課長	中村剛君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	土屋靖彦	書記	桐淵祐介
------	------	----	------

開議 午後 1時00分

◎議長挨拶

○議長（大羽賀 進君） 定例会2日目となりました。大変ご苦労さまでございます。

また、先ほどの八ッ場ダム対策会議におかれましては、活発なご意見を賜り、大変ありがとうございました。

本日は、初日に提案されました平成27年度の一般会計及び各特別会計の補正予算の内容説明、審議等お世話になるわけでございます。ご了承の上、ご協力をお願いいたします。

それでは、早速本会議を始めたいと思います。

◎開議の宣告

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は10名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大羽賀 進君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第1、議案第7号 平成27年度長野原町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案は初日に上程し、提案説明まで終了しています。

順次担当課長の内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、説明に入ります前に、大変申しわけございませんが、資料の添付漏れがございまして、最終の16ページの次に、お配りしております給与費明細書を追加していただければありがたいと思います。大変申しわけございません。よろしく願いします。

それでは、議案第7号 平成27年度長野原町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,042万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ67億1,202万円とするものでございます。

1枚返していただき、1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございますが、14款国庫支出金では、1項国庫負担金、2項国庫補助金、合わせまして479万8,000円の追加。

15款県支出金では、1項県負担金、2項県補助金、合わせまして89万6,000円の減額。

16款財産収入では、1項財産運用収入、2項財産売払収入、合わせまして6,147万1,000円の追加。

17款1項寄附金で1,600万円の追加。

18款繰入金では、1項基金繰入金で4,995万2,000円の追加。

19款1項繰越金で1,419万1,000円の追加。

20款諸収入では、5項雑入で3,635万2,000円減額。

21款1項町債で1,126万1,000円の追加。

合計で1億2,042万5,000円の追加でございます。

2ページに移りまして、歳出でございますが、2款総務費では、1項総務管理費、3項戸籍住民基本台帳費、合わせまして1億663万3,000円の追加。

3款民生費では、1項社会福祉費、2項児童福祉費、合わせまして1,454万7,000円の追加。

4款衛生費では、1項保健衛生費で57万円の追加。

6款農林水産業費では、1項農業費、2項林業費、合わせまして3,689万2,000円の減額。

7款1項商工費で158万円の減額。

8款土木費では、1項土木管理費から3項住宅費まで合わせまして1,532万1,000円の追加。

10款教育費では、1項教育総務費から5項社会教育費まで合わせまして2,182万6,000円の追加。

合計で1億2,042万5,000円の追加でございます。

次に、3ページの第2表、地方債補正でございます。

2段目の臨時財政対策債に変更がございまして、額の確定により限度額が1億6,000万円から1億7,126万1,000円となり、合計額が1億7,126万2,000円でございます。

次に、6ページに移ります。6ページでございますが、事項別明細書、2歳入をごらんください。

14款国庫支出金では、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で番号制度国庫負担金19万円の追加及び子育て世帯臨時特別給付金事業国庫負担金50万8,000円の減額。

2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金で学校施設環境改善交付金511万6,000円の追加。

15款県支出金では、1項県負担金、2目民生費県負担金で保険基盤安定負担金77万4,000円の追加。

2項県補助金、1目総務費県補助金で千客万来支援事業補助金201万円の減額。

4目農林水産業費県補助金で森林整備担い手対策事業補助金22万5,000円の追加。

6目教育費県補助金でへき地学校巡回検診事業補助金11万5,000円の追加でございます。

7ページ、16款財産収入では、1項財産運用収入、1目財産貸付収入で川原湯駐在所土地貸付料4万9,000円の追加。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入で火山砂防事業に伴う濁沢等の土地売払収入6,142万2,000円の追加。

17款1項寄附金、3目ふるさと応援寄附金で1,600万円の追加。

18款繰入金では、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で4,995万2,000円の追加。

19款1項1目繰越金で額の確定に伴う前年度繰越金1,419万1,000円の追加でございます。

8ページに移りまして、20款諸収入では、5項雑入、5目水源地域整備事業費負担金で農業経営近代化施設整備事業の水特法12条による負担金4,100万円の減額及び林道開設事業の負担金277万6,000円の追加。

6目雑入で、福祉医療費返納金等35万円の追加及び後期高齢療養費返還金152万2,000円の追加。

21款1項町債、3目臨時財政対策債で1,126万1,000円の追加でございます。

次に、9ページの3歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では54万9,000円の減額でございまして、3節職員手当では各種手当の追加とともに、今まで各課で計上していた時間外勤務手当の臨

時的追加分をダム関連業務を除き、総務課で一括計上したということによる追加でございます。

4節共済費では、一般職共済費の追加費用分について率の改定に伴う減額でございます。

5目財産管理費では、額の増減はございませんが、川原湯駐在所の敷地貸付料を歳入として計上したため、財源内訳の充当替えをするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 企画政策課長。

○企画政策課長（中村 剛君） 予算のご説明に先立ちまして、1日目の全員協議会で浅沼議員より要望いただきました資料につきまして、今年度の事業報告、来年度の予定、協議会の構成及びパンフレットにつきまして、皆様のお手元に配付させていただきましたのでよろしく願いいたします。

それでは、企画費の補正予算についてご説明申し上げます。

第4節共済費につきましては、算定の際の率の改定により5万8,000円を増額するものでございます。

よろしく願いいたします。以上です。

○議長（大羽賀 進君） ダム対策課長。

○ダム対策課長（篠原博信君） 続いて、10目ダム対策費でございますが、74万5,000円を増額するもので、3節の職員手当等のうち扶養手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当につきましては、扶養家族の増によるもので、時間外勤務手当については地元会議等の出席に伴い不足する時間外手当45万円を増額するものでございます。

4節の共済費につきましては、制度改正に伴う増額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 13目多目的基金費では、25節積立金6,142万2,000円の追加ございまして、火山砂防に伴う土地の売却収入を全額多目的基金に積み立てるものでございます。

19目諸費では、14節使用料及び賃借料75万1,000円の追加ございまして、法改正に伴う旅客運賃の単価見直し等により幼稚園バス借上料を追加するものでございます。

20目情報化対策費では、2,631万6,000円の追加ございまして、12節役務費ではシステム共同化に伴いL G W A N回線の通信速度を2メガから100メガへ変更することによる通信運搬費の追加を、13節委託料では通信データを暗号化するためのV P N装置を接続するための

事務委託料の追加。またシステム共同化に伴い、GCCからTKCへ平成27年度分までのデータを移行するための電算委託料の追加でございます。

21目ふるさと応援基金費では、1,668万5,000円の追加でございまして、予想を上回る寄附金の申し出があったため寄附額を1,600万円追加し、13節委託料に4割還元分のポイントを含めたポイント付与電算委託料等708万5,000円の追加を、10ページに移りまして、25節積立金に6割分の寄附金960万円を基金に積み立てるための追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口芳夫君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費では補正額119万5,000円の追加をお願いするものでございます。

内訳ですが、11節需用費では、番号カード関連消耗品費として9万7,000円の追加を、12節役務費では番号カード切手代として9万3,000円の追加を、13節委託料では、複写機保守料及び番号制度カードの裏面印字システム保守料3カ月分として、合計5万1,000円の追加を、18節備品購入費では、番号制度対応カード裏面印字システム機器一式90万7,000円及び顔認証用システム機器一式4万7,000円、合計95万4,000円の追加の補正でございます。

3款民生費1項社会福祉費、2目老人福祉費では、補正額25万1,000円の追加をお願いするものでございます。

内訳ですが、19節の負担金補助及び交付金で、65歳以上の高齢者及び障害者の方へ無料で利用できる王湯特別入湯券を発行し、健康の増進を図っておりますが、利用者が増加しているということで、補助金25万円の追加をお願いするものでございます。

28節繰出金では、介護保険特別会計の繰出金として1,000円の追加補正でございます。

次に、3目障害者福祉費ですが、補正額1,302万6,000円の追加でございます。

内訳ですが、19節の負担金補助及び交付金では、来年4月開所に向けて孺恋村へ計画しております地域活動支援センターの改修費町村負担金として954万3,000円の追加を、23節の償還金利子及び割引料では、障害者自立支援給付費負担金返還金及び11ページの地域生活支援事業補助金返還金並びに障害者医療費負担金返還金で、ともに平成26年度の額の確定に伴い償還金が発生したことによる348万3,000円の追加でございます。

次に、5目の後期高齢者医療費ですが、補正額103万3,000円の追加でございます。これは28節繰出金で保健基盤安定繰出金の補正をお願いするものでございます。

2項児童福祉費3目児童措置費では、補正額74万5,000円の追加をお願いするものでござ

います。

内訳ですが、11節需用費では、保育所の雨どい補修、戸当たりクッション取り付け等の修繕費として32万4,000円の追加を、17節公有財産購入費では、保育所隣地を購入予定でござい
ますが、確定測量の結果、13.92平米の不足が生じたため42万1,000円の追加補正でござい
ます。

次に、4目の子育て世帯臨時特例給付金ですが、補正額50万8,000円の減額でござい
ます。

内訳ですが、3節職員手当等では時間外勤務手当25万円の減額を、11節需用費では消耗品
及び封筒、申請書印刷代27万4,000円の減額を、13節委託料では電算委託料1万6,000円の追
加補正でござい
ます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費ですが、補正額27万8,000円の追加をお願
いするものでござい
ます。

内訳ですが、3節職員手当等では臨時職員通勤手当4万円の追加を、7節賃金では臨時職
員賃金11万円の追加を、12節役務費では保健センター電話料3万円の追加を、11ページから
12ページにかけての19節負担金補助及び交付金では、西吾妻福祉病院組合負担金9万8,000
円の追加補正でござい
ます。

次に、9目簡易水道費では、28節繰出金で簡易水道特別会計繰出金29万2,000円の追加補
正をお願いするものでござい
ます。

以上、よろしくお願いいいたします。

○議長（大羽賀 進君） 産業課長。

○産業課長（黒岩 亨君） 第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費では、
6万6,000円の追加をお願いするものでござい
ます。

4節の共済費では、共済組合負担金の率改正に伴いまして、変わったことによります1名
分の追加でござい
ます。

第2目農業総務費では、7万7,000円の追加をお願いするものでござい
ます。

4節の共済費では、共済組合負担金の率が変わったことによります4名分の追加でござい
ます。

第3目農業振興費では、4,100万円の減額をお願いするもので、林地区の農業経営近代化
施設整備事業のうち、建設予定地までの進入経路等が確定しないため、用地買収補償費
5,300万円を減額するとともに組合を設立し、耕作放棄地にならないよう耕起するためのト
ラクター、ロータリーなど一部の農業機械を購入するため、備品購入費1,200万円の追加を

お願いするものでございます。

第5目農地費では、16万9,000円の追加をお願いするものでございます。

3節の職員手当等では、扶養手当、期末、勤勉手当等扶養家族が1名ふえたことによります追加。

4節の共済費では、共済組合負担金の率の改正に伴いまして1名分の追加でございます。

負担金補助及び交付金では、多面的機能支払交付金事業の金額が決定したことによりまして9万9,000円の追加をお願いするものでございます。

第2項林業費第1目林業総務費では、102万円の追加をお願いするものでございます。

ぐんま緑の県民基金事業の里山整備事業の事業主体が町となるため、19節の市町村提案型事業の補助金を減額しまして、森林整備事業委託費125万円を追加するものでございます。

町が事業主体となるため、伐採後の処理費等も計上させていただきました。

また、森林整備担い手対策事業では、8月から町内の居住者2名の方が林業関係の会社についたため、保険、年金の10分の6の補助の27万円を追加するものでございます。

第2目林業改良費では、277万6,000円の追加をお願いするものでございます。

水特事業の林道川原畑線開設事業の群馬県への委託費でございますが、当初国土交通省での測量データを使用し、現在の所有者、地目、境界、用地関係測量を行う予定でございましたが、国のデータが使用できないことが判明しまして、事業費が増額になったものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費では、158万円の減額をお願いするものでございます。

千客万来事業の北軽井沢観光協会前の駐車場舗装工事では、住民センター建築に伴い、住民センターの建築予定に伴いまして舗装面積が減ったため、工事費430万円を減額。また、今年度補修工事を行う予定でございました浅間牧場信号上の道路横断の観光案内板でございますが、予想以上に腐食が進み、改修が難しく新規に設置することとなりまして、その工事費272万円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大羽賀 進君） 建設課長。

○建設課長（都丸 斉君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費では、3節職員手当等に37万2,000円の追加をお願いするものでございます。新規採用職員の住居、通勤、寒冷地手当でございます。

次のページでございます。

2項道路橋梁費、2目道路維持費では、1,188万4,000円の追加をお願いするものでございます。

内容でございます。12節役務費では、道路使用許可申請手数料4万円及び除雪車の自動車損害共済分担金33万1,000円、合計で37万1,000円の追加でございます。

13節委託料では、町道維持管理業務委託料30万円及び車両系建設機械運転技能講習受講費8万8,000円、合計38万8,000円の追加でございます。

14節使用料及び賃借料では、道路補修及び除雪の機会等賃借料600万円の追加でございます。

15節工事請負費では、各工事の陳情工事費500万円の追加でございます。

17節公有財産購入費では、道路用地取得費12万5,000円の追加でございます。

3項住宅費1目住宅管理費では、11節需用費に町営住宅修繕料300万円の追加でございます。

2目住宅建設費では、11節需用費に消耗品費6万5,000円の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 教育課長。

○教育課長（矢野今朝治君） 10款教育費についてご説明申し上げます。

15ページでございます。

1項教育総務費2目事務局費でございますが、54万円の追加をお願いするものでございます。

13節委託料では、へき地学校巡回検診事業委託料といたしまして23万円の追加をお願いいたします。

例年、僻地指定の学校にて耳鼻咽喉科と眼科の検診を実施しており、今年度は応桑小学校と北軽井沢小学校が該当でございます。事業費の確定によりまして追加をお願いいたします。

なお、この事業につきましては2分の1の県補助金がございますので、6ページの歳入、15款2項6目1節の教育補助金に11万5,000円を追加計上いたしました。

また、20節扶助費では、要保護準要保護就学援助者の確定によりまして、当初見込んだ人数が6人ふえましたので31万円の追加をお願いするものでございます。

次に、3項中学校費、3目中学校建築費でございますが、2,054万円の追加をお願いする

ものでございます。

13節委託料では、次の15節工事請負費に関連いたしますが、東中学校の体育館天井改修工事といたしまして2,000万円の追加を、この工事の現場管理委託料といたしまして54万円の追加をお願いするものでございます。

東中学校の体育館につきましては、平成19年に移転、改築をいたしました。その後、平成24年文部科学省からの通知によりまして、非構造部材でありますつり天井を有する場合、高さ6メートル以上、面積200平方メートル以上のつり天井につきましては、補強または撤去する必要がございます。群馬県教育委員会と相談してまいりましたが、国の補助金がいただけることになりましたので、追加をお願いするものでございます。

なお、6ページの歳入、教育費国庫補助金の欄に511万6,000円の追加を計上させていただいております。

次に、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございますが、4節共済費につきまして、追加費用の負担率の減額改定により66万1,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、9節旅費につきまして40万7,000円の追加をお願いするものでございます。社会教育法第9条の2の規定では、各自治体に社会教育主事を置くこととされております。現在、再任用職員が有資格者として指定されておりますが、今後の人材育成から現在の社会教育係の職員1名を講習会を受けさせて有資格者として確保したいと考えておりまして、講習会に出席する際の旅費の追加をお願いするものでございます。

次に、3目文化財保護費でございますが、100万円の追加をお願いするものでございます。

7節賃金では、緊急遺跡発掘調査事業の調査作業員賃金が不足するため、114万3,000円の追加をお願いいたします。

また、14節使用料及び賃借料では、重機回送費の不用額が発生する見込みですので、14万3,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それでは、先ほど資料の追加をお願いいたしました一般職の給与費明細でございますが、17ページ上段の表で、給与費の中の職員手当では252万1,000円の追加、共済費では、追加費用等の率の改正により259万3,000円の減額でございます。

また、下段の表の手当の内訳でございますが、時間外勤務手当では災害やダム関連事業等

臨時的な事務の増加によるもの、またそのほかの手当につきましては、扶養義務者の増や居住地の変更等によるものでございます。

また、裏面につきましては、これら増減額の明細でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 内容説明が終了しましたので、質疑を行います。

なお、質疑を行う箇所が多数ある場合、一度に質疑を行う箇所を3カ所以内とすることに議員各位ご協力をお願いいたします。

6番。

○6番（黒岩 巧君） まず、3ページなんですけれども、臨時財政対策債が1,126万円を増額しているんですが、これは町債起債ですよね。どのような目的なのか。

次に、13ページ、観光案内看板リニューアル工事ということなんですけれども、これ確認なんです、浅間牧場の信号から浅間山のほうに入る浅間園という看板で、それを今あるものを撤去して新しくするというのでしょうか。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） 2点ね。

総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 臨財債でございます。臨財債につきましては、この目的につきましては、一般財源の不足分に対処するという事で、補正で足らなくなった分を臨財債のほうで……。

申しわけございません。臨財債の関係なんですけれども、こちらは増額になった原因といたしましては、国のほうで算定された基礎をもとに金額をはじいてございます。それで、額が確定したというもので、こちらのほうの臨財債のほう若干上がっているものでございます。

なお、発行額の100%分が後年度の交付税措置されるということになっておりまして、こちらのほうは100%、来年度交付税措置されるような形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 産業課長。

○産業課長（黒岩 亨君） 黒岩議員のご質問のことでございますが、黒岩議員のおっしゃるところでございまして、浅間線へ入ったところの看板でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） 看板なんですけれども、今浅間園いろいろ確定、この先確定していないところではありますけれども、看板は先行して直すという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 産業課長。

○産業課長（黒岩 亨君） はい。そのとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） いいですか。ほかに。

8番。

○8番（牧山 明君） まず、ページ、9ページ、13目並びに21目の基金費があるわけなんです、このそれぞれの現在残高は幾らになっているかという点。

それから、20目の情報化対策費、これが何かよくわからないんですけれども、結構予算等で見ると大きな金額がいつも計上される。これについてももう少し詳しい話を聞かせてください。

それから、その裏面の10ページ、民生費の3目ですか、障害者福祉費の中の地活の改修費町村負担金が計上されているんですが、具体的な改修内容と各町村の負担割合はどうなっているか、その説明をお願いします。

それと、もう1点。ページで13ページの農林水産業費の林業費で、1目の、先ほどの説明ですと林業関係の職についた人がいて、その保険、年金の10分の6を補助するという話だったんですが、仕事の勤務先は具体的にどこかということをお聞きします。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 先ほどのご説明がありました多目的基金費の26年末残でございますが、こちらのほうが6,114万417円でございます。また、ふるさと応援基金費21目でございますが、26年度末では1,380万5,484円ということでございますが、先ほども申し上げましたように、今年度は、予定では5,200万円程度の基金が予定されておまして、その6割、3,000万ぐらいですか、こちらのほうが積み立てられる予定となっております。

また、情報化対策でございますが、こちらのほうは吾妻郡で、吾妻郡6町村でシステムの共同化をしてございます。このシステムの共同化で、基幹系につきましてはTKCが選択されました。こちらは6月の全協のほうでも報告させていただいておりますが、現在、長野原町では基本形はGCCが行っております。郡内でTKCで行うということにプロポーザルになりましたので、GCCからTKCにデータを移行しなければいけません。そのデータ移行

費として、平成27年度分がこちらに載っております2,613万6,000円かかるということでございます。

ただ、こちらにつきましては、以前もご報告いたしましたように、今まで5年間で2億4,100万円程度金額がかかっております。この基幹系につきましては、それがTKCの見積もりでは、5年間で1億2,100万円という半額に見積もりがなりました。ただしデータ移行費につきましては、GCCからTKCに移ることによって金額がかかります。それが盛られているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口芳夫君） 牧山議員のご質問の地域活動支援センターの件でございます。

まず、全体の改修費の総額でございますが、4,740万でございます。各町村の負担割りなんですけれども、今までの長野原のやまどりの負担割合と同じでございます。設置の町村が2分の1という負担でございます。それに基づきまして嬭恋村が2,370万円、それ以外の部分に関しましては、長野原と草津と中之条の旧六合村分でございますが、基礎数値ということで人口割がそれぞれございます。人口割プラス、均等割20%、人口割が80%、均等割が20%ということで、長野原町が954万3,000円、草津町が1,068万1,000円、中之条、旧六合村分で347万6,000円という内訳になってございます。

改修内容でございますけれども、三原にございます旧ふるさと館、そちら非木の建物でございます。そちらをこれから改修をいたしまして、来年の4月に向けて準備を進めていくという形になります。

工事の主な内容でございますが、外部改修工事として外壁塗装、屋上防水改修、あとサッシ改修等をさせていただきます。それと、内部改修でございますが、天井の一部を直ささせていただいたり、トイレを直ささせていただいたり、部屋を区切ったりつないだりという形で対応させていただく形を考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 産業課長。

○産業課長（黒岩 亨君） 牧山議員のご質問にお答えしたいと思います。

13ページの6款農林水産業費の林業費でございます。1目の林業総務費の19節森林整備担い手対策事業補助金でございます。今年度9月に補正をさせていただきます。その方が吾妻郡の吾妻森林組合のほうに就職を4月からされていると。そして、今回の2件、2名分でございますが、1名の方が四万林業、そしてもう1名の方が与喜屋にございます吾妻森林整

備株式会社ということで、今現在、長野原町から林業関係の仕事のほうに3名の方がついておられるということでございまして、その新規の方の退職金の共済補助で群馬県が50%、町が10%、厚生年金の掛け金の助成ということで、県が50%の町が10%でして、県のほうから町のほうに入りまして、それをまとめた形で事業者のほうにお支払いをするという形でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） 多目的基金というのは、何かちょっと記憶が定かじゃないんですけども、前から基金の中の項目としてあるような気がするんですが、先ほどの説明だと残高が幾らかというと、ここに書いてある金額だということなんですが、要はその公有財産とかを売ったときにそれを積み込んでおく基金なんだと思うんですけども、それよりはあるんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） それよりあるということでございますけれども、決算認定のときにこの資料、基金整理表というものをつけてございます。こちらのほうでいきますと、26年度末につきましては、多目的金は6,114万417円ということで提出させていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） したがって、今回これ、この補正が通りますとその倍になるということですよ。そういうことですよ。1億2,000万円ぐらいになるということですよ。

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

○8番（牧山 明君） わかりました。

○議長（大羽賀 進君） 総務課長。

○総務課長（唐沢健志君） 確かにこの6,000万円が加わりますから、1億2,000万円ということで多目的基金には計上されます。ただ今後につきましては、この基金を用いてまた施設等の整備等に使う予定でございますので、またよろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

8番。

○8番（牧山 明君） いま1点お伺いしたいんですが、先ほどの東中の天井の件なんですが、15ページです。これ補強するか撤去するかのどちらかということなんですが、今回目指して

いるのはどちらなんですか。補強するんですか、撤去するのでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 教育課長。

○教育課長（矢野今朝治君） 今回計上させていただきました改修工事につきましては、撤去の費用でございます。現在、東中学校の体育館、つり天井となっている箇所が体育館内で行きますと2カ所に分かれております。そちらに張ってあります天井板、こちらを撤去いたしまして、内容といたしますと、照明器具等もついておりますので、そういったものをつけ直したりとか、そういった工事を一式で計上となっております。ちょっと金額が大きい工事になってしまいますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） ほかに。

8番。

○8番（牧山 明君） そうするとつり天井は撤去して、構造材に直接電気をつけるとかそういう形になるのでしょうか。何か別な天井を新たに直接張るとかということをやった上で電気器具とかをつけるのか、その辺のところはどうなるのでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 教育課長。

○教育課長（矢野今朝治君） 現時点では、鉄骨が天井に張ってありますので、そちらへのつけかえ、それと落下防止で鉄骨からワイヤーをくっつけまして、揺れても落下しないような工夫もする、そういう工事になっております。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。議案第7号 平成27年度長野原町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第2、議案第8号から日程第5、議案第11号までを一括議題とします。

議案第8号から議案第11号までは平成27年度の各特別会計の補正予算です。

本案は初日に上程し、議案説明まで終了しています。

これより担当課長の内容説明を求めます。

まず初めに、議案第8号 平成27年度長野原町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について及び平成27年度長野原町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、上下水道課長。

○上下水道課長（大滝良之君） 今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ59万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,311万5,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんください。

歳入につきましては、一般会計繰入金29万2,000円及び前年度繰越金30万円の追加でございます。

歳出ですが、1款1項1目簡易水道総務費で、人件費関係で29万2,000円及び需用費で30万円の追加でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第9号。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ74万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,819万3,000円とするものでございます。

それでは、3ページをごらんください。

歳入につきましては、前年度繰越金の追加でございます。

歳出ですが、1款1項1目公共下水道事業費で人件費関係の追加でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、議案第10号 平成27年度長野原町介護保険特別会計補正予算（第2号）について及び議案第11号 平成27年度長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、町民生活課長、お願いします。

○町民生活課長（野口芳夫君） それでは、議案第10号 長野原町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

まず、表紙をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,056万円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、3ページをごらんください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目地域支援事業交付金で1,000円の追加でございます。

5款県支出金、3項県補助金、3目地域支援事業で同じく1,000円の追加でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目地域支援事業繰入金で同じく1,000円の追加でございます。

続きまして、歳出でございます。4ページをごらんください。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目介護予防事業一時予防事業では、補正額3万円の減額をお願いするものでございます。これは8節報償費で平成28年3月に吾妻郡内一斉に介護予防日常生活支援総合事業へ移行することに伴いまして、介護予防給付事業から一般介護予防事業へ3万円の振りかえをお願いするものでございます。

3項1目介護予防・生活支援サービス事業費、19節負担金、補助及び交付金では、介護予防・生活支援サービス事業費1,000円の追加を、2目介護予防ケアマネジメント事業費、19節負担金、補助及び交付金では、介護予防ケアマネジメント事業費1,000円の追加補正をそれぞれお願いするものでございます。

4項1目一般介護予防事業費、8節報償費では、移行に伴いまして3万円を介護予防事業から振りかえるものでございます。

5項その他諸費、1目審査支払手数料、12節役務費では、移行に伴い審査支払手数料1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第11号 長野原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

表紙をごらんください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,091万6,000円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、3ページをごらんいただきたいと思っております。

3款1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金で103万3,000円の追加でございます。

4款2項3目広域連合返還金では、平成26年度事務費負担金の額の決定に伴い13万4,000

円の追加でございます。

続いて、歳出でございます。同じページの下段をごらんいただきたいと思います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ですが、116万7,000円の追加でございます。

先ほど歳入で追加されました繰入金並びに返還金13万4,000円につきましては、平成27年度分の事務費負担金として、それぞれ広域連合へ納付するための補正でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 内容説明が終了しましたので、議案第8号から議案第11号までの各特別会計の補正予算について一括質疑を行います。

8番。

○8番（牧山 明君） 議案第10号 平成27年度長野原町介護保険特別会計補正予算についてお聞きします。

今回新しく目を設定したということになるわけなんです、これは裏に何か介護保険の仕組み、制度等の変更があつてのことだと思います。それについての説明と、それから具体的にそれぞれの目の、例えば歳出で上げている介護予防生活支援サービス事業費とかというのが本来適用されるサービスというのはどういうサービスかということの説明、それから今年度はもう幾らもないわけなんです、来年度大体これがどのくらい出ることが見込まれているのか、その辺のところの説明をお願いします。

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口芳夫君） 牧山議員のご質問にお答え申し上げます。

説明でも申し上げましたが、来年の3月に郡内一斉で介護予防日常生活支援総合事業を一部移行するという形になります。

その内容でございますけれども、介護予防給付、要支援1と2の方でございますが、こちらの訪問看護と通所介護につきましては、介護予防給付で対応していたものを平成29年度までに完全に移行しなければならないという中で3月に移行するわけですが、この部分につきましては、地域支援事業、地域で独自にする事業の中に含みなさいということで、移行を全国で進めているところでございます。

訪問看護につきましては、ホームヘルプでございまして、からまつ荘、えがおさん等がやっております。通所介護につきましては、やはりからまつ荘、メゾンぬくもりさん等がやっているデイサービス、この部分につきましては介護予防給付から地域支援事業へ移行するという中で、こちらの項目が必要になるということでございます。

ちなみに目がふえているのは、3月に移行なので、多分今年度に関しましては支払いは予想されていないんですけれども、目を設定させていただいたという経過でございます。

なお、その中でいきいきサロン、いきいき教室も予防の事業でさせていただいているわけなんですけれども、こちらにつきましても介護予防給付から一般介護予防事業費へ移行するという形になりますので、振りかえをさせていただいているところでございます。

それと総額の部分でございますが、少々お待ちいただいでよろしいですか。

すみません、お待たせいたしました。二次予防事業と一次予防事業も一体化されて新しい総合事業に移りますが、予算額で約200万円ほどになるかと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） 背景に本来であれば介護保険の中で全て国が責任を持ってやるべきものだったわけですが、要支援1・2については、それぞれの自治体のある面で責任でやりなさいというような方向に今来ているんだと思うんですが、自治体によってこれが余りにも大きな数字になったときに、自治体によっては十分手当ができないところも出るんじゃないかということが危惧されています。長野原町はそういうことはないでしょうけれども、今までよりもサービスや質的、量的な問題が落ちないようにぜひ対応をしていただきたいと思えます。

町長の答弁をお願いします。

〔「その前にちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 町民生活課長。

○町民生活課長（野口芳夫君） すみません、1点ご説明させていただきたいと思えます。

先ほどの要支援1・2の訪問看護、介護と通所介護の部分ですけれども、地域支援事業に移りましても、とりあえずこの部分に関しましては、予防給付と同じ負担割合で移行という形になります。

ちなみに国25%、県12.5%、市町村12.5%、あと1号被保険者、2号被保険者の保険料で対応するという形になります。

よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員、ご指摘ありがとうございます。

以前もそういったご質問を受けたことがあろうかと思うんですけれども、サービスの低下があっては決してならないことでございますので、私からも注視していきたいと思えます。

どうぞよろしくお願ひします。

○議長（大羽賀 進君） よろしいですか。

そのほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決します。

これより議案第8号から議案第11号まで4件を一括採決します。

お諮りします。議案第8号から議案第11号までの平成27年度各特別会計の補正予算については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号から議案第11号までは原案のとおり可決されました。

◎散会について

○議長（大羽賀 進君） お諮りします。本日はこれにて散会とし、次回は18日でございます。

12日から17日まで休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎散会の宣告

○議長（大羽賀 進君） 以上で散会とします。

ご協力ありがとうございました。

散会 午後 2時00分

第 4 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成27年12月第4回長野原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成27年12月18日(金曜日)午前10時開議

開議の宣告

議事日程の報告

第 1 諸報告

第 2 意見書案第1号 吾妻地区県立高等学校再編整備計画の見直しに対する意見書の提出
について

第 3 委員会の閉会中の継続審査、調査について

第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	篠原	茂	君	2番	富澤	重男	君
3番	入澤	信夫	君	4番	浅井	進	君
5番	入澤	勝彦	君	6番	黒岩	巧	君
7番	浅沼	克行	君	8番	牧山	明	君
9番	大羽賀	進	君	10番	豊田	銀五郎	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原	睦男	君	副町長	市村	敏	君
ダム担当副町長	佐藤	修二郎	君	教育長	市村	隆宏	君
総務課長	唐沢	健志	君	町民生活課長	野口	芳夫	君
税務課長	嶋村	明	君	出納室長	松本	こづ江	君

建設課長	都丸 齊 君	ダム対策課長	篠原 博 信 君
上下水道課長	大滝 良 之 君	教育課長	矢野 今朝治 君
産業課長	黒岩 亨 君	企画政策課長	中村 剛 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	土屋 靖 彦	書 記	桐 淵 祐 介
------	--------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎議長挨拶

○議長（大羽賀 進君） 皆さん、おはようございます。

12月定例会最終日となりました。ご多忙のところ、大変ご苦労さまでございます。

本日で全ての日程が終了できますようご協力をお願いいたします。

本日は付託陳情の委員会報告及び意見書の提出等でございます。ご了承の上、ご協力をお願いいたします。

なお、議会終了後には、財政健全化判断比率等に関する勉強会及び新庁舎建設に伴う基本設計の経過説明がありますので、よろしくをお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大羽賀 進君） それではまず、町長のご挨拶をお願いいたします。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 皆さん、おはようございます。

12月議会定例会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

15日の会期もいよいよ本日、最終日ということでございますけれども、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本当にありがとうございます。心より感謝申し上げる次第でございます。

先日、「花燃ゆ」の最終回の日、「花燃ゆ」と「真田丸」の引き継ぎ式に前橋まで出向いてまいりました。前橋市民の数からいったら本当の一部の人間だけだとは思いますが、
「花燃ゆ」をきっかけに必死になって前橋市を盛り上げようと取り組んでいたということを肌で感じる事ができました。残念ながら、長野原町は「真田丸」に対しての盛り上げ、いま一つ欠けております。私にも責任の一端はあるのかもしれませんが、長野原町はこれまでも、あるきっかけをチャンスに変えていくタイミングというのを捉えることが非常に不得手だったというふうに思います。恐らく今回も「真田丸」なんかやっても盛り上

がらないんじゃないだろうかとか、「真田丸」なんて知らないとか、興味ないという人が多いのかもしれない。

しかし、残念ながらこの世の中には、その「なんか」とか「なんて」ということばかりでございませぬ。その「なんか」とか「なんて」をチャンスと捉えて挑戦し続けている人間が今、生き残っているんだと思います。そして、その「なんか」、「なんて」というのをチャンスに変えていくことができる人間が今残っているわけであって、その「なんか」、「なんて」を変えていくことができるのはマンパワーであつたり、人間のハートなんだというふうに思います。そして、そのハートを目覚めさせることができるのは我々であり、そうしていかなければならないのがここにいる私であつたり、議員の皆さん、そして町執行部、そして各課長だというふうに私は思っております。

これまでの長野原町スタンダードを打ち破るような意識改革が、今一番、長野原町には求められるということであつて、その前に、我々も意識改革をしていかななくちゃならないし、意識を統一していくことをこの場で皆様にはお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきますと思います。

きょう、議会で一般質問もございませぬので、何とぞご指導賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

◎開議の宣告

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は10名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大羽賀 進君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸報告

○議長（大羽賀 進君） 日程第1、諸報告は、付託陳情の委員会報告であります。

初日に付託した3件であります。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

委員長、黒岩巧君、6番。

〔総務文教常任委員長 黒岩 巧君 登壇〕

○総務文教常任委員長（黒岩 巧君） 議長の指名をいただきましたので、総務文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託された陳情等について、審査した結果を報告します。

記

1. 委員会開催日 12月4日（金）午後3時8分

長野原町役場 小会議室

2. 出席者 ごらんいただきたいと思います。

3. 審査事項

付託陳情等なし、その他。

4. 審査結果

その他

1) 意見書（案）の提出について

一吾妻地区県立高等学校再編整備計画の見直しに対する要望—
関係機関へ意見書を提出することとした。

2) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について

議長へ申し出ることとした。

3) その他

北軽井沢の「どんぐり広場」について幼保再編計画と絡めて改善することとした。

5. 閉 会（午後3時32分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（大羽賀 進君） 総務文教常任委員長の報告が終了いたしました。

特に質問がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

付託陳情なし、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

委員長の報告のとおり決しました。

以上で総務文教常任委員会の報告を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

委員長、入澤勝彦君、5番。

〔産業建設常任委員長 入澤勝彦君 登壇〕

○産業建設常任委員長（入澤勝彦君） 議長の指名によりまして、産業建設常任委員会からの報告を行います。

本委員会に付託された陳情等について、審査をした結果を報告します。

記

1. 委員会開催日 平成27年12月4日（金）午後3時5分より

2. 出席者 ごらんとおりであります。

3. 審査事項

付託陳情3件とその他。

4. 審査結果

(1) 受理番号40号 大津用水路草木原支線のU字溝材料支給についての陳情

(大津水利組合長 市村雄平、大津区長 野口善行)

採択

(2) 受理番号41号 長井沢川両岸の護岸改修工事についての陳情

(大津区長 野口善行)

採択

(3) 受理番号42号 小倉地区用水路改修についての陳情

(横壁区長 萩原廣太)

採択

(4) その他

1) 委員会の閉会中の継続審査、調査の申し出について
議長へ申し出ることとした。

2) その他

委員会所管事項（鳥獣害対策や農業振興）に係る現地視察を、来年3月上旬を
めどに実施することとした。

5. 閉 会（午後3時50分）

以上、朗読をもって報告とさせていただきます。

○議長（大羽賀 進君） 産業建設常任委員会の報告が終了いたしました。

特に質問があったらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結します。

付託陳情3件、採択3件、その他であります。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

委員長の報告のとおり決しました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終結いたします。

◎意見書案第1号の上程、説明、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第2、意見書案第1号 吾妻地区県立高等学校再編整備計画の
見直しに対する意見書の提出についてを議題とします。

提出者より提案趣旨説明を求めます。

黒岩巧君、6番。

〔6番 黒岩 巧君 登壇〕

○6番（黒岩 巧君） 議長の指名により、意見書案第1号の提案趣旨説明をさせていただきます。

吾妻地区県立高等学校再編整備計画の見直しに対する要望。

平素より吾妻郡の地域振興並びに教育環境向上につきましては、格別なるご支援ご指導を

賜り、心より感謝申し上げます。

さて、群馬県教育委員会で策定された「高校教育改革推進計画」をもとに、去る8月19日に吾妻地区新高校の概要が公表（新聞報道）されました。

当初案では、長野原高等学校と嬭恋高等学校に関する部分は特段問題がありませんが、中之条高等学校と吾妻高等学校に関する部分では、統合により「地区の中核となる普通科及び専門学科併置校（男女共学）を設置する。」あわせて、「社会のニーズや地域の実情を踏まえた学科・コースの適正配置及び改編等を図る。」となっていました。

さらに、吾妻地区県立高等学校再編整備計画（案）で示してきた、高いレベルの進学を目指すコースの設置の中では、「1年次から国公立大学を含む大学進学に重点を置いた教育課程を編成する」ことや、「入学者選抜で別募集とする。」ことが明記されていました。

ところが、今回公表の基となった7月27日に示された「吾妻地区新高校の概要（案）」で、農業科教育（生物生産科）を1学級のみとしたことは、生命や環境に密着した体験型学習・地域連携・ボランティア活動・学校開放等が極めて困難な状況となることが推察されます。

このままでは、県土の20%の広大な面積を有する吾妻地区の基幹産業となっている農業の担い手となる人材の育成が困難になることから、農業振興を進める上でも大きな障害になることは明らかです。

その上、平成30年の統合時には、普通科も現行より1学級削減することが示されていることも問題であり、これでは統合に関する当初の考え方を逸脱しており、専門の教員が配置できなくなるばかりか、勉学や部活動においても切磋琢磨する機会が失われ、教育環境の悪化をもたらし、大学・専門学校等への進学や人材育成等がうまく機能しない上、郡内高等学校のさらなる学級数の減少につながりかねません。

一方、国が示した地方創生の基本方針では、将来にわたっての人口減少問題克服と、成長力を確保することを目指していますが、当然のことながら統合により学校が廃止される地域では、今まで以上に地域外への進学に拍車がかかり、将来的に郡全体における人口減少の大きな要因になることは必至です。

その上、地域の教育・文化や経済活動に大きな影響が生じることになることから、過疎化や少子高齢化がさらに進み、当該地域の活力が失われることは誰の目にも明らかです。

すなわち、この高校再編計画がスタートした時点と現在では、情勢が大きく変わっており、上信自動車道の整備が進み、吾妻地区でもようやく地域の活性化に明るい兆しが見え始めたこの時期に、このまま統合を強引に進めることは、国や県は勿論、各自治体で生き残りをか

けて現在進めている地方創生の取り組みへの逆風になるものと思われます。

については、地方創生の観点や吾妻地区の特殊事情を考慮し、現在の学校ごとの学級数の確保に努力をしていただき、吾妻地区全体で郡外への進学に歯止めをかけるとともに、他地区からの進学受け入れ等に抜本的な対策を講じ、住民の誰もが納得できる適正な高等教育を実践していくために、現在示されている吾妻地区県立高等学校再編整備計画の見直しについて、長野原町議会として特段のご配慮をお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 続いて、賛成者を代表し、賛成意見を求めます。

浅井進君、4番。

○4番（浅井 進君） 4番、浅井です。

議長の指名により、意見書案第1号の賛成者を代表し、賛成意見を述べます。

ただいま提出者の説明のとおり、趣旨に賛同するものであります。ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 本案は委員会審査の結果、提出され、委員会報告も了承されております。直ちに採決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

直ちに採決します。

お諮りします。意見書案第1号については、原案のとおり関係機関へ提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

◎委員会の閉会中の継続審査、調査について

○議長（大羽賀 進君） 日程第3、委員会の閉会中の継続審査、調査についてを議題とします。

各常任委員会から会議規則第74条の規定により、配付のとおり申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり扱うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、申し出のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（大羽賀 進君） 日程第4、一般質問を行います。

今回通告のありました一般質問者は5名であります。通告順に質問を許します。

◇ 浅 沼 克 行 君

○議長（大羽賀 進君） 7番、浅沼克行君。

〔7番 浅沼克行君 登壇〕

○7番（浅沼克行君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして質問させていただきます。

八ッ場ダム完成後の関連事業の維持管理費について質問させていただきます。

2019年には、長かった八ッ場ダム問題もいよいよ最終章を迎えようとしています。

これまでダム事業、水特事業及び基金事業費と3事業による関連事業も道路、橋梁等を含め莫大なものとなっています。当然、この施設等の町の管理費も大きいものであると想定しています。これらの維持管理費が町の財政を圧迫することは目に見えています。

できる限り早い時期に、今後見込まれる金額を試算して、今後の町の財政計画を立てていくことが必要であると考えますが、町長の考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 町長、答弁願います。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員のご質問にお答えいたします。

国からの説明によると、八ッ場ダム本体の掘削工事も順調に進み、来年の6月には本体コンクリートの打設に入るということで、議員ご指摘のとおり、八ッ場ダム建設事業も最終段

階を迎えようとしております。

八ッ場ダム建設に伴い、水没関係5地区において、ダム事業、水特事業、基金事業による生活関連事業が計画され、地元協議等調ったものについては事業着手もし、完成した施設等においては維持管理を行っております。ただし、施設等完成し経過年数も数年であることや、これから計画される施設もあることから、事業全て実施されていない今、見込まれる維持管理費を試算することが難しい状況であります。完成した施設等もあることから、今後財政担当課と協議をし、財政計画を立ててまいりたいと思います。

また、今後整備される各地区の地域振興施設や公園施設の計画、建設に当たっては、地元関係者との協議の中で、専門的なコンサルタント等も入れ、施設の運営に伴う維持管理費についてあらゆる角度から検討し、議会の中でも報告をし進めていきたいと考えております。

なお、ダム完成後、これらの施設の維持管理費に充てるため、八ッ場ダム周辺整備事業管理基金を設けており、議会八ッ場ダム特別委員会でも、群馬県より説明がありました基金事業費の5%についても基金に積み立てて、将来的に町財政を圧迫しないよう有効利用をするよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 7番。

○7番（浅沼克行君） やはり町長が今おっしゃったとおりであると私も思っています。しかしながら、やはり現在進行中でございます。確かにわからない点多々、まだ未確定のものは多々あると私も承知しています。

そこで、現在の状況で、町が管理するものの数というのは、どのくらい現在あるのでしょうか。完成したもの、そしてこれからまだ未完成のものを踏まえて、その数と場所と、そういったものをお聞かせ願えればと思います。

そして、それらのものに係る今後の金額といったものはどのくらいを試算するのか、今の話ですと、今後計画を立てていくということですが、その点についてお伺いします。

そして、やはり新庁舎等にも当然かかる金額が今後あると思います。新庁舎、住民総合センター、これらも今のこの役場の状態とは全く違う、莫大なものがかかってくるものと私も想定していますが、その点についてはどのようなお考えをなさっているのか、お伺いします。

それとともに、道路にしても橋梁にしてもそうなんですけれども、このところ何十年かのものはいいかもしれませんが、それからの維持管理、補修というものがかなり大きいものをしょってくるのではないかなと、私も思っています。その点についてもちょっとお伺いし

ます。

それと、県が下流との話の中でいただいていた水特基金の5%の事業があります。これも、水特事業については何年かたっていますので、数億円のもの基金として積まれているということで周知していますが、やはりこれについても、今後維持管理に使っていくんだという町長のお話がありました。これらの使用の規定というものは、やはり今後明確にしていかなければ、むやみやたらにこれを使っていくという、そういうことじゃないと思うんですよね。ですから、その使用規定というものはどんなぐあいに明確に確保していくのか、その点についてもお伺いしたいと思います。

やはりそういったものを今後の維持管理に充てていくということは必要だと思いますし、町当局もそういうふうを考えているんじゃないかなと思いますが、その点についてもお伺いしたいと思います。とりあえずよろしくお願いします。

○議長（大羽賀 進君） いいですか、浅沼議員さんの、今ちょっと整理します。

3問ですか、今の質問の。町の管理するもの、今完成したもの、これから手をつけていくものの金額。これが1つですよ。

○7番（浅沼克行君） はい、そうです。それと新庁舎ですね。

○議長（大羽賀 進君） それから、2番目で新庁舎、住総ね。

○7番（浅沼克行君） そうです。それと使用規定ですね。

○議長（大羽賀 進君） 使用規定ね。それから水特の5%、3つ目に。

○7番（浅沼克行君） はい。それも5%についての使用規定。

○議長（大羽賀 進君） 町側のほうで、今、3つ提出されました。それに答えられないものはそれで結構です。後のことで。答えられるものから、課長さんもおります、じゃ、町長、お願いいたします。

○町長（萩原睦男君） 議員の質問にお答えいたします。

まず、数とか場所とか金額とかというお話でございますけれども、今の段階では、道の駅ですとか、駅に隣接したステーションですとか、町道関係等々が挙げられると思うんですけども、細かいことに関して、今、資料も手元にもございませんので、こちらは後ほどまとめたものをお渡しさせていただきたいというふうに思っております。

また、新庁舎に関して、やはりこれから、今の現状よりも多く維持管理がかかるのだろうという想像もありでしょうし、設計の話も議員も聞いていると思うんですが、下水道処理施設の再生可能エネルギーを使うとか、太陽光を使うとか、そういった部分等々もあり、メン

テナンスを極力フリーに近づけていくという設計を佐藤総合計画さんにはお願いをしておりますので、その部分というのはまだまだ未知数の部分があるので、設計をする段階において、設計会社等々と打ち合わせの中で試算をしていきたいというふうに、私は考えております。

また、5%の事業の規定に関して、ちょっと私も勉強不足で申しわけないんですけども、細かい規定という形にはなっていないくて、大まかな規定で、基金条例においてダム関連事業に充てるというところぐらいしか明記をされていないということだと思います。しかし、議員のおっしゃるとおり、しっかりとした決め事をしていくのも必要だというふうに、私は今感じております。

いずれにしても、この財政計画、特に試算というのは先に、早急にすべきものだと思いますので、した上で財政計画をしっかりと立てていきたいと思っておりますので、ご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） 7番。

○7番（浅沼克行君） やはり今、町長がおっしゃったようなことを、私もそういうことは思っています。できるだけ早い時期に、そういった財政健全計画を立てていただき、将来に向かって進んでいきたい、町の財政が厳しい状況にならないような状況であってほしいなと、このように思っています。今後とも積極的な活動、行動等をお願いしたいと思っております。

それとともに、もう1点ちょっとあれなんですけれども、今、八ッ場の関係で、1万本桜構想というものがあります。現在進行中でありまして、これについては、進行中ではありますが、これについても非常に私、問題がある構想だなということを常日ごろ思っています。

なぜかといいますと、国がこの1万本桜については打ち上げた構想なんですけれども、それについての事業主体が明確でないということ、これがまず第一だと思います。国が今言っていることについては、この1万本桜について、国、県、町、地域がこれについては積極性を持って行うんだということを言っているんですけども、私は現在、このことについて、国は責任転嫁しているんじゃないかなというふうに考えています。

実際問題、県が下流から1,000万円お金をこの1万本桜構想にもらってきたと。これはそういうことで、いいことなんですけれども、国が今やっていることは、例えば寄附を当てにするであるとか、個人の名前で桜をつくるとか、会社の名前でつくるとか、そういったことしか現在言っていないように私は思っています。1万本桜に対して国は何の努力をするのということが全く見えていない、他人任せの構想だなということを私は常日ごろ思っています。

こんなことで1万本桜がうまくいくのかと。今も各地区で試験植樹をしているんですけども、実際問題、植樹の中でかなりの木が枯れています。これは何で枯れているかといったら、先日の専門家の話によりますと、全く土が合っていないんじゃないかというような話もあります。国はただ、掘ってそこへ植えれば育つのであるというような、そんなような感覚さえしています。

ですから、こういった構想をやはりする場合には、事業主体をはっきりして進めるということがまず第一だと思いますし、この1万本桜、非常に構想的にはいい構想だと思っていますが、実現するには、やはりかなりの構想を持って、この桜を植えて5年先、10年先、15年先、町にとってこの構想がすばらしい構想になる町づくり、地域づくりのもとになっていくんだという、そういった形が必要ではないかなと、私自身は思っています。

ですから、この構想について、町も地域ももちろん協力していかなきゃならないことなんですけれども、最終的に町がこの1万本桜に対して草刈りとか何を負担するというような、地域が負担するというようなことにならないように、町当局もぜひこの問題について当たってってもらいたいなど、このように思っていますが、考え方を聞かせてください。よろしくをお願いします。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 浅沼議員の質問にお答えいたします。

議員が心配されているとおり、私も同じ気持ちでございまして、ただ、今、現に進んでいるのは、国が主体で進めているプロジェクトでございます。ただ、はっきりしていない部分もあるので、皆さん、不安になっているかと思うんですけども、将来におけるの予算、維持管理においても、国がしっかりと示すことになると思いますし、そうなるように私も声を上げていきたいというふうに思っています。なぜならば、浅沼議員のように、見た目がきれいだし見ばえがよい事業でありますから、周りからはよく見られますけれども、実際は町の、町民の負担になってきちゃうんじゃないかということが大きく感じられる事業と、私も思っております。

まさに、すばらしい事業だと思うんですけども、担保がないと、我々も不安のまま進んでいくことであれば、いい事業であっても、結果的にいい事業にならない場合もありますので、その部分は私からもしっかりと注視していきたいというふうに思っております。

ただ、草刈りとかそういったもの、町民の負担にならないという言葉が先ほどありましたけれども、もちろんそうなんですけれども、私、常々、これからの地域を救うことができる

のはボランティアだということをあちこちで言っているんですが、ボランティア精神も一緒に築いていかないと地域は救うことはできないと思っていますので、そういう投げかけ方、地域で桜を守っていこうという投げ方も私はしていきたいというふうに思っています。これはきれい事じゃなくて、本当に実際そうだと思っていますので、そういう思いを伝えさせて、答えとさせていただきます。

以上です。

◇ 入 澤 信 夫 君

○議長（大羽賀 進君） 次に、3番、入澤信夫君。

〔3番 入澤信夫君 登壇〕

○3番（入澤信夫君） 議長の承諾を得ましたので、福祉についてちょっとご質問をさせていただきます。

福祉の充実について。

高齢者の憩いの場として、応桑、北軽井沢の地域の人のために温泉施設等の利用に関して、町で多少の補助的なことを考えてほしいと。

それと次に、福祉バスの利用について、もう少し、高齢者等利用する人に細かく周知してほしいと。

その2点、よろしくお願いします。

○議長（大羽賀 進君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 入澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の高齢者の憩いの場として、応桑、北軽井沢地区の方のために温泉施設利用に対する補助の検討についてでございますが、現在、健康増進を図ることを目的とし、65歳以上の高齢者及び心身障害者の方を対象に、川原湯温泉の王湯を無料で利用できる特別入浴券の発行を行っており、平成26年度には延べ約6,500人の利用がございました。

そのような中、応桑、北軽井沢地区の皆さんにつきましては、利用される場合でも遠方のため、思うように利用できない現状もございます。今後は、応桑地区にございます日帰り入浴施設への意向調査等を踏まえ、検討してまいりたいと存じますので、ご理解とご協力を賜

りますようお願いを申し上げます。

次に、2点目の福祉バス事業の高齢者の方への周知についてでございます。

現在、福祉バスにつきましては、在宅で生活する高齢者並びに身体障害者の方々の通院支援を目的とし、町内を4コースに分け月に2回運行しており、平成26年度には延べ419人の利用がありました。また、事業の周知方法につきましては、包括支援センターの職員による高齢者世帯等の訪問相談事業や、民生児童委員へ利用内容を説明し周知を図っております。あわせて、町のホームページへの掲載並びに社会福祉協議会との連携も行っております。

今後は利用者の声を踏まえ、広報紙等を活用するなど、より一層の周知方法を検討してまいりますと存じますので、よろしくようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 3番。

○3番（入澤信夫君） 温泉施設の利用については、他町村でも補助を出してやっている町村が幾つかあると聞いていますので、ぜひ長野原町でも今年度というか、この冬あたりから即そういう方向で進めていただきたいと思います。

また、たまたま応桑のかくれの湯は3月までちょっと休館というか、やらないみたいなので、ほかのところに交渉等をしてぜひお願いしたいと思います。

それと、福祉バスに関しては、聞いてみると知らないとか、そんなことがあるのかとかいう声が大分あるので、例えば65、70の年齢ぐらいの人のうちにはパンフレットとか、区を通してぜひ周知してほしいと。もう少し末端というか細かくみんなが知って、お茶飲み話でもこういうことを町でやっているんだとみんなに周知できるようにしてほしいと。よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 入澤議員の質問にお答えいたします。

早急に温泉のほうは考えていきたいと思いますが、スケジュール的なことは、ここでちょっと申し上げるのは控えさせていただきたいと思うんですが、私も応桑、北軽井沢の方からお声はしっかりといただいておりますので、温泉施設何か所かあるのは私も知っておりますので、まずはその業者とも意向調査から始めさせていただきたいと思います。

また、福祉バスへの周知でございますけれども、福祉バスに限ってではなくて、町の事業全てにおいて周知方法を私も悩んでいるところでございますけれども、一事が万事、こんなことを知らなかったとかという声をいただいておりますので、該当者に限って配るのがいい

のか、広報して伝えていくのがいいのか、ちょっとその部分もいろいろとありますので、逆に議員のほうからも、本当に一番近い立場におられる議員だと思いますので、どういう周知方法がいいのかという部分も相談をさせていただきながら周知を図っていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 3番。

○3番（入澤信夫君） ありがとうございます。

ちょっと民生委員さんなんかにも聞いても、そんなに大々的というか、余り言っていないような感じもしますんで、ケアマネさんなんかも余り。たまたま、どうしても病院に行くのに困るといような人のところに行って、その隣の人が、こういうことを町でやってくれるんだよ、そういうバスがあるんだと聞いてうちも頼んだとか、そういう声を聞くんですよ。だから先ほどの温泉の場合も、高齢者が温泉に行って、何人かでそういう雑談等をして、いや、こういうことを町でやっているんだと言えばまた周知もできるし、そういう、なるべく多くの方が知るように広めてほしいということをお願いしたいと思います。

それと、ちょっとこれはあれなんですけれども、ことしのオレオレ詐欺の、応桑の人がちょっと北軽の金融機関に行ってお金をおろして、最悪金をやらないうちにあれしたという、ちょっと新聞に出て、皆さんも知っているかと思いますが、そのときも、わざわざ定期バスで行って、金融機関にも病院にもあれも定期バスで行って、そういうことがあって、定期バスだとただ乗っていつておるからあれなんですけれども、福祉バスで何回か利用したり知っている運転士だと、いや、こういうことがあってお金をおろしに行くんだとか、病院に行くんだと言えば、その時点でそれはということもあるのかなと思ったんで、町のほうでも、そういう高齢者のために考えてほしいと。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 議員の質問にお答えいたします。

周知、広報、発信、アピール、本当に長野原町はまだまだというふうに私も思っておりますので、その部分はあらゆる方角から考えてしっかりとやっていく方法を構築していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

オレオレ詐欺ということじゃなく、福祉バス以外においても、巡回バスも検討会議を立ち上げて、今その部分、お金のかかることなので慎重に話は進めて、コンサルも入れて話を進めておるところでございますけれども、巡回がいいのか、デマンドがいいのか、タクシー券

がいいのか、買い物代行がいいのかとか、そういう部分も含めて、そちらのほうも進めていきたいと思っておりますので、ご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

◇ 牧 山 明 君

○議長（大羽賀 進君） 次に、8番、牧山明君。

〔8番 牧山 明君 登壇〕

○8番（牧山 明君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、ダム代替地内の鉄鋼スラグ撤去の進捗状況とこれに対する町の考え方について質問させていただきます。

なお、議会の見える化の少しでも手助けになるようにと思ひまして、パネルを用意しました。後に説明はさせていただきますので、これを見ながらお聞きいただきたいと思ひます。

昨年夏の新聞報道で、八ッ場ダムの代替地造成工事に有害なフッ素や六価クロムを含む鉄鋼スラグが使われていたことが明らかになりました。再三の質問にも態度を明らかにしてこなかった国土交通省が、ことしの9月の八ッ場ダム対策会議で、年度内に撤去を完了する方針を示しました。その進捗状況はどうなっているのか。

また、国交省の調査では、記録のあるところを調査したにすぎないと言われております。それ以外のところでも発見されていると聞いています。

町は、具体的な撤去箇所並びにそれ以外の場所に関して、鉄鋼スラグの存在の有無についてどう把握していますか。また、存在が確認された場合、どう対処していきますか。町長の考えをお聞きいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大羽賀 進君） 町長、答弁願ひます。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 牧山議員のご質問にお答ひいたします。

八ッ場ダム工事関連の鉄鋼スラグの使用については、八ッ場ダム工事事務所から、全体で19の工事で使用が確認され、その後の土壌調査等により、最終的に8工事13カ所で基準を超えたという説明を受けております。

この鉄鋼スラグの撤去の進捗状況ですが、ことしの2月から3月にかけて民地内で確認された3工事4カ所についての撤去工事を実施し、その搬出土砂については旧八ッ場館に仮置

きをし、大同特殊鋼と費用負担などの協議を行い、長野県の産業廃棄物処理業者へ搬出したというふうに聞いております。その後、ことしの9月から10月に4工事6カ所の撤去を実施、10月から1工事1カ所の撤去を実施中であり、残り2工事2カ所については、土壤汚染対策法の手続中ではありますが、年度内の撤去を行うとの説明を受けております。

また、ダム代替地内のこれ以外の場所での有無の報告については、川原湯地区で1カ所調査中と聞いておりますが、今後ダム代替地での鉄鋼スラグの確認があった場合には、現状を確認し、群馬県の環境部局とも連携を図り、しかるべき手順により処理を行い、安心して安全な代替地としていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） いろいろな報道では、八ッ場のスラグの撤去は終了したかのようなことが言われているようなことも聞いています。しかし、現実にはかなりまだ残っているというふうに思います。13日に川原湯温泉の北側でちょっと探しましたら、やっぱりかなりありました。これがそうなんです。回しますんで、ちょっとほかの石とは違うんで、多分わかると思うんですが。

まず、国交省、県任せではなく、町がもうちょっと主体的にその調査に取り組んでいただきたいと思います。以前、報告があった国交省の資料では、一体どこを調査してどこを掘ったのか全くわからないわけで、追加の資料請求をしておいたにもかかわらず、いまだにそれも出てきていません。この辺について町は、この質問の中でも、どこにあるのか、どういうことについて把握しているのかということについて質問してあるんですが、今の答弁の中にはそれについての具体的な答弁がありません。こんなことでは到底完璧な撤去など望むべくもないと私は思うんです。

今の点について、議長にお願いなんです、この点についての答弁はやっぱりしていただかなきゃ困るんで、まずその答弁を求めていただけますか。

○議長（大羽賀 進君） 牧山議員の先ほどの質問の中の、町側のほうから答弁をよろしくお願いいたします。

町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員、具体的にということの説明でございますけれども、以前、国交省が出した図面においては、町も全てにおいて立ち会っておりますので、ただでも、今、私の口頭でここ、ここにということをちょっと申し上げるのは難しいものですから、議員がよろしければ、町なり国なりが案内をさせていただいて、その場所にご案内をしたいという

ふうにご考慮しておりますけれども、それでちょっと答へのかわりにさせていただければというふうに思いますが。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） 議長にお願いなんですけれども、この前もそうだったんですけども、質問の回答が得られなかったので、1回をそれに費やしましたので、もう2回お願いしたいと思います。

○議長（大羽賀 進君） 牧山議員さんの申し出ですが、原則として3回を厳守いたします。そのほかのお伺いしたいことは個人的にお願いしたいと思います。よろしいですか。もう1問だけ。

○8番（牧山 明君） わかりました。では、残り1回ですので、ちょっと長くなりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、きょう用意しましたパネルなんですけれども、これは、スラグで問題になるのは有害物質、これがフッ素の被害のあれなんです。これはもちろんスラグが原因ではありませんが、イギリスのガーディアン紙というのが1998年7月15日付で報じたインドの井戸水のフッ素の被害の状況です。子供の足の骨が曲がってしまうという状況です。もう一つ、こっちの歯のまだらの模様というのは、これは日本でも出ているそうです。フッ素の汚染で歯にまだらができてしまう、そういうものです。

それから、もう一枚のこれなんですけれども、もう一つのスラグの問題として言われているのが、膨張することで構造物が壊れてしまうということです。これはたまたま毎日新聞の2015年10月25日付の紙面なんですけれども、榛東村のあるお宅で、30年ぐらい前に大同特殊鋼からスラグを譲り受けて、それを基礎に、盛り土として入れたそうです。3メートルから5メートルぐらいの厚さに入れて、10年目ぐらいから壁が割れたり、いろんなところにひびができてきて、現在もそのひび割れが進行中で家が傾いているということだそうです。なお、ここにも、これをずっと読んでいきますと、地下水からも若干の有害物質の検出というようなことも書いてあります。

それから、ここに、千葉県の千葉市の駐車場とか歩道とかで、スラグが原因で道路が割れたりして人が転んでけがをしたというような事態から、千葉市のとった対応についての資料があります。細かく説明すると時間がかかりますので、その中の主なところをちょっと説明したいと思うんですが、ちょっと図が小さくて見づらいなんですけれども、舗装にした場合に、横方向と縦方向と両方にスラグが膨張していろんな障害が起きます。割れて断層状に盛り上

がってしまう。それから縁石とか壁とかを横方向に押して、それが傾いてしまうというような害が出ます。これが放置して、あるいはただ単純に撤去もしないで舗装とかした場合にはそういうことが考えられるということです。

そして、千葉市の取り組みのすばらしいところは、検討委員会を発足しています。第三者を含めた人も入れて、どのような対策をとるかということを経験して進めてきています。

重金属汚染ということが一番、このスラグでは問題になると思うんですが、ぐんま有害鉄鋼スラグ問題を考える会というのが発足しまして、渡邊泉東京農工大学准教授の先生からいろいろ話を聞いています。

まず、重金属類は土壌へ吸着されにくく移動性が高い。毛細血管現象などにより地表に濃縮して出てくる。粉じんを吸ってしまう可能性がある。六価クロムは肺がんの原因になります。それから鼻中隔穿孔、鼻中隔欠損とって、鼻の両側の間の壁に穴のあく病気があるんですが、その原因になります。これは要は、濃縮して出てきたものをもし粉じん吸った場合なんかにはあり得るということだそうです。それから、概して子供に高い感受性を持つため影響を受けやすい。これは先ほどのフッ素でもありましたように、大人であればある程度排出をしてしまうところが、子供は感受性が高いので、骨が湾曲したりということが起きるといことです。人体に影響が出てからでは取り返しがつかず、また、そうなってからは汚染源を断つのに膨大な費用がかかるということになっています。

今、先ほど町長の答弁を聞く限りでは、まだまだ長野原町が本格的にこれに取り組んでいるとはとても思えません。先日も打越地区の東側のほうで、温泉配管の工事をした跡からかなり大型のスラグが出ています。スラグかどうかというのはまだ確定はしていないんですけども、大同特殊鋼が持ち帰って自社のものかどうかとあわせて分析をしているそうですから、来月中旬ぐらいには結果が出るということです。もし、これが代替地造成に大量に使われていたとしたら、今までちょっと説明してきたようなことがこれから起こり得る可能性があるわけです。

町はどんなことがあっても町民の財産、生命を守る第一義的な責任は逃れられないものです。したがって、積極的な調査、それから出てきたときにどうするかという対策について明解な方針を出していただきたいと思います。

まず、渋川市では、今月ですか、つい最近の新聞ですが、大同特殊鋼とかと協定を結び、今後出てきた場合には全て大同が経費は負担して撤去をするというようなことを決めてやっているそうです。町の場合はまず国交省が責任を持ってつくる代替地であります。それを町

民や町が完成した後に譲り受けるわけですから、まず国交省にその責任があると私は考えています。

したがって、徹底的に調査をさせる、住民の不安を払拭する、そのことはまず町が本腰を入れて取り組まなければ、国交省は動きません。到底年度内の撤去なんていうのはおぼつかない話でありまして、徹底的な調査と町のきちんとした対応を求めたいと思います。町長の答弁をお願いします。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 牧山議員の質問にお答えいたします。

前段のほうは、ちょっと私も勉強不足の部分があって、知っているものと知らなかったものとあって、申しわけないんですけども、何か国会で議論するようなレベルのことで、全国を探せば、この八ッ場の地だけではなくて、そういう問題というのは今いろいろとあると思います。ただ、私としては、水源地である長野原町、そこに、あってはならないところにあるスラグは、これからも、これまでもしっかりと取っていただく、これはしっかりと声は上げていくべきだと思っています。

かつ、今現在では、公共事業管理者がやったもの、やったことは担当した公共事業者の管理者がしっかりと対応をしていくと。渋川市は渋川市がやったのでそういうことだというふうに私は思っております。八ッ場の地の公共事業管理者というのは国だというふうに思いますので、それに対しては、私がしっかりと声を上げていくのが一番ですし、それしかないというふうに思っていますので、今後もそうさせていただきたいと思います。以前も、そうじゃないのかもしれませんが、太田大臣に私が発した後、スピード感が出たような気がしますので、場合によってはそういうこともあろうかと思っています。

以上でございます。

◇ 篠 原 茂 君

○議長（大羽賀 進君） 次に、1番、篠原茂君。

〔1番 篠原 茂君 登壇〕

○1番（篠原 茂君） 議長から発言のお許しをいただきましたので、通告書に従いダム関連建設事業につきまして質問させていただきます。

ダム完成が5年を切る中において、関連3事業の未着手事業が25%、事業計画全体の25%もあります。このことにつきまして町の認識、そして対応についてお示しいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、来年6月にはダム本体のコンクリート打設が予定されており、ダム建設については着々と進捗をし、ダム完成まで5年を切っている状況であります。

9月の議会八ッ場ダム対策会議の席上で、各地区における3事業の進捗状況について説明をさせていただいたところでございますが、5地区全体の事業数から未着手事業の率は25%弱となっております。このような状況の中、今現在未着手となっている事業については、各地区のダム対策委員会において事業実施の有無を含めて協議を行っているところでございます。

また、事業着手しているものについても、残された期間の中でスピード感を持って進めるとともに、第2次土地利用計画を基本とした八ッ場ダムと生活再建の完成という大きな目標に向かい、スケジュール感を持って事業推進を図るよう国に強く要請していきたいと思っております。

また、基金事業の全体計画策定に向けての下流協議については、議会八ッ場ダム対策特別委員会及び水没関係5地区連合対策委員会を経て、各地区ダム対策委員会でも説明を行い、了承をいただいているところでございます。今後、ダム湖利用も含めた行政案をお示しし、各地区ダム対策委員会で協議いただくとともに、議会の皆様からもご意見を頂戴する中で、早期に全体計画を取りまとめていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 1番。

○1番（篠原 茂君） 今、町長からお話いただきましたように、先日の会議におきましても、町長からも力強いお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

ただ、私もこの未着手の事業の中を精査といいますか、眺めさせていただいて、ちょっと私も疑問に思う点が多々あります。1つは、長野原町主体、長野原町施工、こういった事業がまだまだある。もう1点、長野原町主体、国交省施工と、こういった事業がある。こういった事業は、もっともっと長野原町の主導、長野原町の指導のもとに、早目にこれはやらないといけないんじゃないでしょうか。

私もダム委員長を8年ほどさせていただいて感じていますのは、非常に最近の国交省の逃げの姿勢の強さ、それから本当にもう5年しかない、しかもこの5年の中で計画をまとめ、資金につまましては県を通じ下流都県にお願いをし、それで着工していかなくちゃいけない。こんなことをやっていて本当に間に合うんでしょうか。

私は、再三よく言われた話でございますが、ダムをつくった町が栄えたことがない。私も本当に最近、これを痛切に感じております。そういったことにならないように、少なくとも国交省、県、町の皆さんがお示しになった計画は、これはもちろんもう一度慎重に討議して、要らないですとか、住民のほうからだめだとか、そういったものがあれば別ですけれども、今後のやはり長野原町を考えれば、ある意味では千載一遇のチャンスとして、これを何としてもやり遂げないといけないんじゃないでしょうか。

特に、町事業の関係につままして、もう一度町長さんのお考えを聞きたいと思います。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 篠原議員のご質問にお答えさせていただきます。

果たして間に合うのかどうか、その心配は恐らくここにいる全ての人間が少なからずとも思っていることだと思います。私も思っておりますので、先日のダム対策会議においても声を発せさせていただきました。

かつ、以前、議員も委員長をやられておまして、町が主導しなくちゃいけないんじゃないかというお言葉、私も聞かせていただいております。本当にその部分に関しては、私も全くそのとおりでございますが、本当に完全に、今までも国に全く投げていたということではないですけれども、町がイニシアチブをとっていかないともう間に合わないという部分もありますし、あと、国にも本当に強く言っていないといけないという部分もあります。

ただ、町の首長として、ダムができてからの国との関係という部分もやはり今考えてしまっている部分もあるんですけれども、ただ、そんなことを言っているだけでも、まずはこのダム完成に伴った生活関連事業を完成させることのほうが重要なので、徹底的にやるということが今後あることも想定しておりますので。ただ、でも一番はうまくやって、町民のためのものが完成されることが一番なので、その部分は議員の皆様からのご指導をいただきながら進めさせていただくことを約束させていただきます。

以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 1 番。

○1 番（篠原 茂君） ありがとうございます。

特に、先ほども申し上げましたように、町主体事業につきまして、余り国交相、県の動きが悪いようでしたら、少なくともお金をいただいて町がやるんだと、そのぐらいの決意でぜひやっていたきたいと思えますので、よろしくひとつお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） ご答弁。

○1番（篠原 茂君） 結構です。

○議長（大羽賀 進君） わかりました。

◇ 黒 岩 巧 君

○議長（大羽賀 進君） 次に、6番、黒岩巧君。

〔6番 黒岩 巧君 登壇〕

○6番（黒岩 巧君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、ジオパークについて一般質問させていただきます。

平成25年8月に嬭恋村がジオパーク協議会を発足させるという記事が上毛新聞に掲載されました。私は翌9月定例会の一般質問において、嬭恋村が認定を目指すジオパークについて、長野原町はどのように取り組んでいきますかという趣旨の質問をしました。当時の高山町長は、今後、嬭恋村からの正式な協議を待って積極的に対応していきたいとの前向きな答弁をいただきました。

昨年4月に萩原町長が就任され、その後、ジオパーク構想検討会に加わり、ことし3月には嬭恋村、長野原町の2町村で浅間山ジオパーク構想推進協議会が設立され、日本ジオパーク認定を目指して正式にスタートを切りました。当初は嬭恋村に比べて相当立ちおけている感は否めませんでしたが、ことし4月に新設された企画政策課が担当し、地域おこし協力隊の職員の尽力もあり、急ピッチで肩を並べようとしていると思います。

そんな中、これまではユネスコの支援事業だった世界ジオパークネットワークの活動が、11月には国際地質科学ジオパーク計画としてユネスコの正式事業となり、ジオパークに対する注目が高まっています。

浅間山ジオパーク構想推進協議会関係の事業報告と事業予定は、今定例会2日目に企画政策課から配付された資料のとおりですが、ジオパークを推進する町として、ジオパークをどのように町づくりに活用するのか、第5次長野原町総合計画にどう生かしていくのかを伺

います。

また、ジオパークに対する注目が高まっているとはいうものの、ジオパークって何という方が大半なのが現状だと思います。町民の皆さんには、「広報ながのはら」でお知らせしたりしていますが、ジオパークに対する理解は残念ながらまだまだ進んでいるとは言えません。今後、町民の皆さんの理解を深めるためにどのような方法をお考えか伺います。

○議長（大羽賀 進君） 町長、答弁願います。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 黒岩議員のご質問にお答えいたします。

ジオパーク活動につきましては、地質、地形はもとより、その地域の動植物や生態系などの自然環境、そこに暮らす人々の文化に至るまでが対象となり、その目的は観光振興のみならず、産業振興、防災、教育等、広範囲にわたります。このことにより、ジオパーク活動は町の重要施策の1つと位置づけ展開していきます。また、現在策定中の第5次総合計画及び地方創生総合戦略の大きな柱となります移住定住促進、観光振興、農業6次産業化、浅間火山防災など、ジオパーク活動に関連づけることにより一体的に展開することができると考えております。

今後の活動につきましては、来年3月に予定している認定申請書提出により、ことし以上に活発な活動が必要となり、それに伴いまして地域住民の方々のさらなる理解と盛り上がりが必要となってまいりますことから、ジオパークに関する住民向けの勉強会や講演会、模擬ジオツアー、イベントなどを実施していきたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

今後も積極的に町づくりに生かしていくというお答えをいただきまして、大変力強く思っております。

しかしながら、今現在、日本ジオパークは日本国内で39地域が認定をされております。そのうち8地域が世界ジオパークに認定をされているところですが、6次産業化、空き家対策等と同様、日本各地で取り組みが行われているところでもあります。そんな中で、いかに他との差別化を図っていくかということも重要なところだと思うんですけれども、逆に考えますと39の先輩がいるということで、よその地域をよい面、悪い面を参考にいろいろな

活用がされていくのではないかと思います。

地域にとってジオパークというのが、3本の柱があると言われておりまして、自然景観の保護保全、学び伝える機会づくり、これは教育活用ですね、それと地域活性化、観光振興、地域振興と言われていたるところがあります。

ジオパークといいますと、どうしても大地のことというふうな捉え方をする方が多いと思うんですが、先月お伺いした銚子ジオパーク推進市民の会の工藤会長さんのお言葉をかりますと、ジオパークというのは大地のことだけではなく、動植物などの生き物のこと、歴史文化産業など人の営み、それらのことが全部つながっているからジオパークだというお話をいただきました。

そのジオツアーのときに、こんな話をするとなんなんですけれども、回転ずしをいただきました。一緒に行ったメンバーがそれをフェイスブックにアップしたところ、おすし関係ないじゃんというコメントが来ました。それに対して工藤会長さんは、いや、関係なくはないんだと。よくジオの恵みという言い方をする。銚子でおいしい魚がとれる。それによってお客さんが来てくれる。来てくれたお客さんがそのおいしいおすしを食べる。それも引くくめで、全てジオなんだと。決して大地だったりとか、火山、そういうものに偏ることなく、人間の本当に生きていく、全てにかかわってくると思います。地域づくり、防災教育、子供たちの未来、持続可能な社会と、あらゆることに利活用できるのではないかと思います。

そんな中で、今問題になっている浅間園、私はたびたび申し上げておりますけれども、浅間園再生の切り札はジオパークしかないのではないかと考えております。浅間園を再生させるため、活性化させるためにはジオパークはなくてはならないものではないかと考えています。逆に、ジオパークにとっても、浅間園が教育施設として欠かせない施設だと思っております。これをうまく連帯することによって浅間園も再生できてくるんじゃないかと思います。

先ほどお話をしましたように、39の地域の先輩たちがいるという中で、一例を挙げさせていただきますと、箱根ジオパークは目指すものとして、教育、地域の総合的な学習の場の創出、観光は観光振興の推進、地域振興として住民参加型地域振興の推進ということを行っております。

先ほどもありました町民にどのように広めていくのか、広報していくのかという部分で、先ほど町長がおっしゃいましたような、町民対象の模擬ツアーであったりとか、あと大事なことは、特に教育が大事だと言われております。そんな中で、小・中学生を対象にした体験学習であったり、ジオツアーというのも大事ではないかと思います。そうした取り組みで一

例を挙げますと、大島ジオパークは大島町立の小・中学校には、ジオサイトの体験学習を年間計画に取り入れていると。島外の学校向けのさまざまな体験学習プログラムも用意しているということで、町内の子供たち、また町外の子供たちにもジオパークを知っていただいて理解を深めていくという努力をされているようです。

そんな中で、ぜひ長野原町としても学校関係にもそういうことを取り入れていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 黒岩議員の質問にお答えいたします。

何から言っているのか、ちょっとわからないんですが、39の先輩方の様子を参考にするのは非常に重要だと思いますけれども、少し議員とは違って、差別化をするべきだと。認定を最終目的とするのであれば差別化という考えにもなると思うんですけれども、私は認定ありきでこれを進めようという考えではございません。資源は、私は世界一だというふうに思っておりますので、まずはそのすばらしさを気づいてもらう。その魂を守ることを子供たちに覚えてもらう。そういうことが大切だったり、連携をすることが大切だと。このジオパークをきっかけに、そういうことを盛り上げたいというふうに思っております。

だからといって認定されなくていいということではなくて、認定は1つの目標として掲げていきたいと思っております。

先ほど子供たちという話がありましたけれども、これは教育長や教育課とも相談しなくてはならないということだと思いますけれども、私の中にも一番そういう部分が強くて、年配の方や大人の人に言って、これからそれが確実なものになるのは本当に難しい部分があると思いますので、子供のころから教えるというか、当たり前ものになっていくような仕組みをつくっていくのが、私は一番の近道だというふうに思っています。ただ、それには、例えば10年とか20年の期間がかかると思うんですけれども、私はそのぐらいのスパンでこの浅間山ジオパークを長野原町スタンダードにしていきたいというふうに思っております。それが、ちょっと時間がかかるようで一番近道だというふうにも考えておりますので、そういう思いで進めさせていただきます。

また、浅間園に関しては、議員と全くの同感でございますので、ご協力いただきたいと思います。

大丈夫でしょうか、以上です。

○議長（大羽賀 進君） 6番。

○6番（黒岩 巧君） ありがとうございます。

浅間園に関しましては、本当に今町長がおっしゃったとおり、ぜひこのジオパークを利活用して再生につなげていただきたいと思います。

また、認定ありきではないというのは私も同意見でございまして、認定はあくまでも結果であると思います。ただ、認定を受けないことには始まらない部分もあると思います。世界ジオパークというのがユネスコの正式事業化になったことによって、世界遺産と肩を並べた、同等のものであるという中で、逆に世界遺産よりも難しい部分があるんですね。というのは、世界遺産というのは、一度認定を受ければずっと世界遺産です。ただ、ジオパークに関しては4年に一度再審査があります。その再審査の結果、取り消される場合もあり得る。

先日、下仁田ジオパークがことし再審査だったんですけれども、条件付きの再認定ということでした。条件付きの再認定ということは、指摘されたところを2年後までに改善をしないと取り消される、2枚目のイエローカードでレッドカードを突きつけられる。この持続可能な地域づくりの大きな1つの材料とはなるんですが、逆に、それを持続可能なというよりも持続をしていかなければ続いていかないという非常に難しい部分もあると思います。そのためにはやはり先ほど町長がおっしゃった10年、20年という長いスパンで、子供たちに教育をして、その子供たちが大人になったときは、それが当たり前のことだというふうな認識が持てるようなことをやっていくということが必要なんじゃないかと思います。

それで、最後にちょっと洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会の会長さんのお言葉をおかりするんですが、この洞爺湖有珠山ジオパークは世界ジオパークに認定されております。日本でも一番初めに認定された3カ所のうちの1つなんですけれども、その会長さんが言う言葉ですが、洞爺湖有珠山ジオパークにおいても、20世紀に4回の有珠山噴火を経験しています。それでも多くの住民がこの地に住み続けているのは、洞爺湖や有珠山が多くの恵みを与えてくれる地域でもあるからです。洞爺湖有珠山ジオパークのテーマである「変動する大地との共生」は、防災、減災への取り組みと同時に、あらゆる大地の恵みを生かして地域がこれからも発展していくための1つの方法です。洞爺湖有珠山ジオパークで暮らし続ける私たちの生活の姿そのものが世界への貢献につながるものと考えていますというような言葉があります。

まさに、浅間山もこれと同じことが言えるんじゃないかと思います。浅間山、噴火したときは本当に恐ろしい、凶器に変わります。しかし、この恵みの中で生活しているというのは間違いない。農業に関しましてもそうです。酪農に関してもそうです。観光に関してもそう

です。それをいかに町づくりに生かしていくのか、これは上手にうまく生かしていけば、本当に長野原町、浅間山に限らず、長野原町自体がよくなっていく1つの大きなツールになると思いますので、十分にいろんな研究を重ねて、先ほどお話しした39の先輩がいると言ったのは、先ほども言ったように、いい面も悪い面も勉強はできる。ぜひ視察したり、いいところを見ていただいて、これは実際私がことし2カ所、霧島と銚子に行かせていただいて感じたことであります。やはりこういう資料を見ているだけではなく、現実にもその場に行ってみると、どういうふうに生かし方をすればいいのか、こういうことはやらなくてもいいんじゃないかということがよくわかってきます。

ぜひ職員の皆さんを派遣するなり、また議員の視察なんかでもほかのジオパークを見に行くなりして、長い目で、本当に10年、20年、30年、子供たちの未来を見据えて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大羽賀 進君） 答弁を求めますか。

○6番（黒岩 巧君） はい。

○議長（大羽賀 進君） では、町長。

○町長（萩原睦男君） 黒岩議員の質問にお答えいたします。

もうほとんど、議員の気持ちと多分私の気持ちは変わらないんだと思います。確かに、最近、サステナブルとか、サステナビリティという言葉が乱発しているんですけども、持続するためには、このジオパーク、お金もかかりますし、汚い言葉で言うと、面倒くさいです。ただ、それをお金もかかるし面倒くさいというふうに思わせないのは、長野原のスタンダードにするべきで、当たり前なものにする必要があります。それを考えると、やはり子供たちにしっかりと根づくように教えていくのが一番の近道だというふうに考えております。

先日、私も鹿児島市に行ったときに、よく私は浅間とともに生きるというふうに格好をつけた言葉を言うんですけども、その審査員の人にそれを言いましたら、じゃ、あなたは噴火をしたときに溶岩に立ち向かうんですかと、逃げるでしょうと、格好をつけていたんじゃないめなんですよと言ったとき、私もはっとしたんですけども、まさに私は子供たちには、自然というのはそんな小さいものじゃないと、自然の大きさを子供たちに教えられる仕組みをつくっていくこと、それが一番の近道であって、長野原町のためにもなって、浅間園の再生にもつながって、そういうことだというふうに思っていますので、ご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 以上で一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（大羽賀 進君） 以上をもちまして、平成27年12月第4回長野原町議会定例会日程の全てを終了いたしました。

定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

長野原町議会議長 大羽賀 進

署名議員 富澤重男

署名議員 入澤信夫